

議 事 日 程 （第 1 号）

令和 2 年 3 月 4 日（水曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 議員派遣の件
- 日程第 5 一 般 質 問
- 日程第 6 議案第 2 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 7 議案第 3 号 東白川村農業委員に関する選考委員会設置条例について
- 日程第 8 議案第 4 号 東白川村情報基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 5 号 東白川村社会福祉医療施設等整備基金条例を廃止する条例について
- 日程第 10 議案第 6 号 東白川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 7 号 令和元年度東白川村一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 12 議案第 8 号 令和元年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 13 議案第 9 号 令和元年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 14 議案第 10 号 令和元年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 15 議案第 11 号 令和元年度東白川村下水道特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 16 議案第 12 号 令和元年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 17 議案第 13 号 令和元年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議案第 14 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 19 同意第 1 号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 20 同意第 2 号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 21 同意第 3 号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 22 同意第 4 号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 23 同意第 5 号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 24 同意第 6 号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 25 同意第 7 号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 26 同意第 8 号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 27 議案第 15 号 東白川村常勤の特別職職員の令和 2 年度における期末手当の割合の特例

に関する条例について

- 日程第 28 議案第 16 号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第 29 議案第 17 号 東白川村介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第 30 議案第 18 号 令和 2 年度東白川村一般会計予算
日程第 31 議案第 19 号 令和 2 年度東白川村国民健康保険特別会計予算
日程第 32 議案第 20 号 令和 2 年度東白川村介護保険特別会計予算
日程第 33 議案第 21 号 令和 2 年度東白川村簡易水道特別会計予算
日程第 34 議案第 22 号 令和 2 年度東白川村下水道特別会計予算
日程第 35 議案第 23 号 令和 2 年度東白川村国保診療所特別会計予算
日程第 36 議案第 24 号 令和 2 年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算

出席議員（7名）

1 番	安 江 真 治	2 番	安 保 泰 男
3 番	安 江 健 二	4 番	今 井 美 和
5 番	今 井 美 道	6 番	桂 川 一 喜
7 番	樋 口 春 市		

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	今 井 俊 郎	教 育 長	神 戸 誠
参 事	安 江 誠	総 務 課 長	伊 藤 保 夫
村 民 課 長	今 井 明 徳	産 業 振 興 課 長	今 井 稔
地 域 振 興 課 長	桂 川 憲 生	建 設 環 境 課 長	有 田 尚 樹
教 育 課 長	安 江 任 弘	保 健 福 祉 課 長	安 江 透 雄
国 保 診 療 所 事 務 局 長	河 田 孝	会 計 管 理 者	今 井 英 樹
監 査 委 員	安 江 弘 企		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 次 長	安 江 由 次
------------------	---------

◎開会及び開議の宣告

○議長（樋口春市君）

ただいまから令和2年第1回東白川村議会定例会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（樋口春市君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、1番 安江真治君、2番 安保泰男君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（樋口春市君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月13日までの10日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月13日までの10日間に決定しました。

◎例月出納検査結果報告

○議長（樋口春市君）

日程第3、例月出納検査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江弘企君。

○監査委員（安江弘企君）

令和2年3月4日、東白川村議会議長 樋口春市様。東白川村監査委員 安江弘企、同じく今井美道。

例月出納検査結果報告。

令和元年11月分、12月分及び令和2年1月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1. 検査の対象 令和元年11月分、12月分及び令和2年1月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 令和元年12月26日、令和2年1月28日及び2月21日。

3. 検査の結果 令和元年11月末日、12月末日及び令和2年1月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。以上であります。

○議長（樋口春市君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

◎議員派遣の件

○議長（樋口春市君）

日程第4、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 今井美道君。

○議会運営委員長（今井美道君）

議員派遣の件について御説明をいたします。

令和2年3月4日、次のとおり、議員を派遣します。

派遣名、目的、派遣場所、期間、派遣議員の順で読み上げをいたします。

1. 中学校卒業証書授与式、青少年の健全育成に資する。東白川中学校、令和2年3月6日、議員全員。

2. 消防団入退団式、消防団活動の活性化と防火防災に資する。はなのき会館、令和2年3月15日、議員全員。

3. 小学校卒業証書授与式、児童の健全育成に資する。東白川小学校、令和2年3月25日、議員全員。

4. みつば保育園卒園式、園児の健全育成に資する。みつば保育園、令和2年3月27日、桂川一喜議員。

委員会の折にはこのように決定しており、書類もこのようになっておりますが、1番、2番については、諸般の事情により、本年度は派遣を見送りたいと思います。

以下は既に議長決裁で議員派遣が行われていますので、読み上げはいたしません。書面の確認を頂きたいと思います。

以上で議員派遣の件の説明及び報告を終わります。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決、承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について、変更の必要が生じた場合は変更事項について議長一任をお願いできませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

◎一般質問

○議長（樋口春市君）

日程第5、一般質問を行います。

通告者は4名です。

通告順に質問を許可します。

3番 安江健二君。

[3番 安江健二君 一般質問]

○3番（安江健二君）

それでは、ただいまより一問一答方式によりましての質問をさせていただきます。

質問事項は、農業関連の3点です。よろしくお願いいたします。

中山間地域等直接支払制度の第5期対策における村の取組についてです。

条件不利地への支援策となる中山間地域等直接支払制度は、2020年度から第5期対策に入ります。我が村においてはここ数年人口の減少が顕著であり、当然のことながら、農業にとっては担い手不足が深刻となっております。

中山間地域等直接支払制度についてですが、同制度では5年ごとに農家らが協定を結び、営農を続ける集落に交付金を支払うものであり、期間中に耕作放棄地が出ると、協定を結んだ時点に遡り、交付金全額を原則返還するのが従来のルールでした。高齢化が進む中、耕作放棄地を出さないで済むかが不安で、次の5年が始まる前に活動をやめる傾向の集落が全国的には多いと言われておりま

す。

第4期対策が始まった2015年度は、取組面積が全国で約65万ヘクタールであり、前年度は68万ヘクタールあったものが、一気に3万ヘクタールほどの減少となっております。この減り幅は、制度が始まってから最大ということを言われております。その原因は、先ほど述べましたように、交付金の返還がネックになっていたと言われております。

第5期対策のポイントは、交付金返還ルールの見直しです。耕作放棄地が発生した場合、その面積に限り、協定の締結時に遡って返還するように緩和される方向と聞いております。ルールにつきましてもの緩和策はありがたいことですが、問題は農家の皆様の高齢化であり、今後の5年間、今までどおり耕作を続けることができるかという不安を抱えております。集落営農組合の確立されているところはそれが受皿となり得ますが、そうでない地区はしかるべき対策が必要となります。

一つの方法としては、協定農地を一部除外して取り組む減少の方法もあるかとは思いますが、東白川村におきましては、第4、第5の集落営農組合の立ち上げがどうしても必要ではないでしょうか。しかし、現状はなかなか進展が難しいように思われます。

1年半ほど前に、私は同様の質問をさせていただきましたが、そのときの村長の答弁には、みのりの郷株式会社は、新世紀工房から分社化して体制を整備して、農業の保全のため、それを使命とした理念を持った会社であると言われていました。同時に、現時点ではこうする、ああするということは決まっていないとの返答でありました。

第5期対策や将来に向けて、みのりの郷がその核となり得るのか、また農家の受皿となり得るのか、村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

安江健二議員の質問にお答えをします。

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を維持するため、国及び地方自治体における支援を行う制度として平成12年度から実施されてきており、令和2年度から第5期対策に入ります。本村においても、これまでの第4期対策に引き続き、この制度に取り組み、地域の農業生産の維持・発展や地域の活性化に有効に活用をしております。

第5期対策では、これまでと同様に農業生産活動等を継続するための活動に対して、面積掛ける単価で8割の交付金が支払われる基礎単価に加え、集落戦略の策定を各協定集落で行うことにより、残りの2割の交付金が支払われる体制整備単価が新たな要件となります。

この集落戦略とは、協定農用地の将来像、並びに協定農用地を含む集落全体の将来像、課題及び対策について協定参加者で話し合いを行いながら作成する集落全体の指針となります。6年後から10年後を想定した協定農用地一筆ごとの地番、地目、面積、管理者の情報から、将来は後継者がいるのか、いない場合は協定集落内の担い手に引き受けてもらえるのか、後継者や集落での担い手がいない場合は農地中間管理機構への貸付けを希望するのかなどの将来像を話し合いで決めていただ

きます。

議員御指摘の、みのりの郷東白川株式会社が農業の保全のための核となり得るかかどうかという質問については、この集落戦略における農業生産活動等の継続のための支援体制の一つに位置づけておくべきと考えています。この支援体制は、協定期間中に、協定農用地において継続が困難な農用地が発生した場合の支援体制となりますが、大明神や親田あるいは西洞で進めていただいています集落営農も支援体制の一つとなります。また、それぞれ個の農家による集約や協定参加者で役割分担をしつつ、守っていくことも支援体制となります。

既に今回の5期対策に先立って、茶業のほうでは、みのりの郷を生産と加工の中心と位置づけたビジョンを描き、来年度からは本格的にその形に向かう体制をつくっていきますが、中山間地域等直接支払制度における各集落での水田でも、同じ担い手不足等の状況が起こります。これらを各地域の集落戦略の策定作業に合わせて、みのりの郷も話合いに参加させていただくことにより、地域とともに持続可能な中山間地の農業の未来像を考え、その中心を担っていく会社であると考えております。まずは、この5期対策の協定農用地の取組等を、地図を広げて話し合い、集落ごとの話し合いにみのりの郷が参加をしていくことから始めたいと考えております。

以上で答弁といたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

ただいまの答弁、よく分かりました。

私の地元の集落営農組合も30名ほどの構成メンバーがありますが、そのうちの10件は全面委託ということで、組合員がそれぞれ手分けをして耕作をしております。親田の場合は水田だけなんですけれども、水田だけを守るということに対してもなかなかの労力が必要ということで、これからは高齢化に伴い、どんどんそういうところが増えてくると思います。今言われたように、みのりの郷がこれからの東白川村の核となっただくように頑張っていたいただきたいなということを思います。

続きまして、第2の質問に入ります。

土地改良事業の導入による未整備田の区画整備についてです。

令和元年9月12日木曜日に、可児市文化創造センターにおいて一般社団法人岐阜県農業会議主催の農業委員・農地利用最適化推進委員大会が開催されました。パネルトーク、テーマ「農地等の利用の最適化へ向けて」の中で、恵那市農業委員会の農業委員 林茂一氏と推進委員 安江建樹氏が発表されました。

これは、恵那市中野方にあるところなんですけれども、中野方は山に囲まれた中山間地域であり、地区内の農地面積は約150ヘクタール、水田を中心とした農業が営まれており、坂折棚田は有名なところなんです。立地条件や担い手の減少、耕作者の高齢など、東白川村と同じ悩みを抱えています。

そんな中で、特に注目したのは、小規模の面積でも圃場整備できる制度があるとのことで、取り組むという話をされました。私は、その後の議会全員協議会の中で、この件についての質問をさせていただきましたが、少し時間を頂いてから返答をするとのことでした。私の住んでいる地区や我が村にも未整備田などがあり、手を加えれば立派な農地として活用できます。この件とこの事業について、村のお考えをお伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

未整備田の整備についてお答えをさせていただきます。

村では、現在、農村地域の活性化に必要な施策として県営中山間地域総合整備事業、いわゆる県営中山間事業を行っております。事業主体は岐阜県で、事業実施は可茂農林事務所で行っております。補助率も、国・県合わせて85%と極めて有利な補助事業であります。事業内容は、圃場整備、農道及び農業用水路などができる農業生産基盤事業と、集落間道路あるいは集落内排水及び防火水槽などができる農村生活環境整備事業などがあり、様々な事業を一体的に整備できる制度でございます。

この県営中山間事業は、平成24年度に各集落の要望箇所を取りまとめ、平成26年度より神付の茶園造成、トマト圃場の暗渠排水、大明神の山元橋の架け替えや村内の老朽化した農道及び水路などの改修、修繕などを進めております。この事業も、あと3年ほどで完了いたします。既に岐阜県さんからは、次期県営中山間事業などの実施に向け、予定箇所の掘り起こしをするようお話を頂いております。

議員御質問の未整備田の整備についてですが、村内には、まだ整備がされていない農地や、圃場整備を行ったが利便性の悪い農地などがありますので、地域の方々が担い手となって優良農地として守っていただく場合、国・県が求める採択要件がクリアできれば実施できないかなあというふうを考えております。

村では、来年度から農地、農業用施設などの新設、改良、修繕などの要望を各集落からお聞きをし、必要な計画を準備する予定にしております。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

ここで誤解があるといけませんので申し上げますが、私の質問は、何でもかんでも基盤整備をして区画の整った圃場にしてほしいということではなく、山あいの土地や利便性の悪いところは仕方がないとして、一団地の真ん中辺りにある未整備田等を整備して、活用し、後世につなげていきたいというものであります。過去の私の地区ですと、平成元年に圃場整備が完了したわけですがそれでも、様々な理由がありまして、参加をされない方も見えました。

2019年の通常国会で、議員立法により棚田地域振興法が成立、8月より施行されました。同法は、棚田の荒廃を防ぎ保全していくため、農業生産を含め、棚田地域の多様な活動を支援するというものです。同法の対象となった地域は、直接支払制度の加算措置や鳥獣被害防止対策交付金のかさ上げ活用があります。棚田は、都会の人にとって田舎の風情を醸し出す懐かしいものであり、その景観は別の意味で後世に残すものであると思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、第3の質問に入ります。

第3の質問、地域おこし協力隊についてです。

総務省が2009年度に制度化したのは、都市地域から過疎地域などの条件不利地域に移住し、地場産品のPRやブランド化、観光など、多彩な活動を進めるのが目的でありました。2018年度の隊員数は5,359人、1,061の自治体が入っています。同省のアンケートによりますと、卒業生の定住は約6割に上がるとのことです。同省は、2024年度には8,000人に隊員を増やす方針であるとされておりま。

一つ、東白川村の中を見ますと、夏秋トマトの歴史を振り返ってみますと、昭和50年頃に、当時の農業改良普及員でありました小倉先生が、前赴任地の下呂町から栽培技術を持って見え、当初は2人の農家の方が取り組まれました。やがて、大明神地区を中心に七、八名のグループが出来上がり、個人選果の手詰めによる出荷が始まりました。その後、農家の方々の熱い要望により、昭和61年度には、越原にトマトの選果場が誕生して、地元は無論のことですが、白川町佐見、黒川、切井、中川などからもトマトが持ち込まれ、面積の拡大とともに農家収入も飛躍的に大きく伸びました。これがトマトの第2世代であると思います。

その次は、村への移住・定住者の方々による栽培への取組であり、広範囲にわたっての作付は雇用を生み、その販売高も今までにないものでありました。これが第3世代かなと思います。

現在、新聞、情報誌、テレビなどで盛んに「スマート農業」という言葉が使われていますが、最新の情報や機器を駆使した農業は、我々の想像をはるかに超えたものではないでしょうか。それが第4世代のトマト作りであると思います。田舎暮らしや農業に興味のある活発な人材を募集して、卒業後はぜひ就農し、子育てなど地域に密着していただきたいと切に願います。

この件についての村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

東白川村の夏秋トマトに関してのお尋ねでございました。

東白川のトマトに関しては、この4月から就農する方を含めて16名となり、この4年で3名増加するという大変ありがたい状況であります。また来年度、新たに東白川村でトマトでの就農の意思をお持ちの方、現在この相談を受けている方が1名ございます。これは、トマト部会と農協を中心として栽培から販売までの体系が確立され、就農に当たって、経営面積が決まってくるだけで概算で農業所得の計算ができる体制が、村や県の助成体制と併せて就農者の確保につながっていると

考えています。トマト生産者や関係機関の努力の成果だと考えております。

また、議員も御存じのとおり、農協を中心とした中濃就農応援隊や、また美濃白川地域でも美濃白川就農応援会議が平成 29 年度に発足し、県内はもとより、他県からの就農希望者も募るため、就農フェアやぎふアグリチャレンジフェア、こういったことに出展をし、研修生の募集活動を行っております。この美濃白川就農応援会議は、可茂農林事務所、JAめぐみの、白川町、七宗町、東白川村、農業指導者などで構成をされており、就農希望者の研修から自立するまで支援を行っております。今後も、生産者や関係機関と連携を取りながら、移住・定住につながる新規就農者の確保と支援に努めてまいりたいと考えております。

このように、議員御提案があったトマト農家の育成には、地域おこし協力隊ではというような御意見もあろうかと思いますが、私は、この美濃白川就農応援会議等で対応していくのが適当であると判断をしております。地域おこし協力隊につきましては、農業関係ではこの4月から、みのりの郷東白川(株)に1名配属が決まっています。このように、制度の特徴やその時々々の行政ニーズ、今年で言えば、第三セクターのふるさと企画やみのりの郷の社員として働いてみたいという人を募集するのに適した制度が、この地域おこし協力隊であると考えております。

これからも、いろんな場面で活用しながら、新しい就農者を募集していく、あるいは就農していただく、こういった活動に留意をしていきたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長(樋口春市君)

3番 安江健二君。

○3番(安江健二君)

それでは、ここで少し近隣の関市の協力隊の活動を紹介させていただきます。

関市では、2019年11月現在で、5人の隊員が定住・定着に向けて日々活動をしてみえます。拠点は、武儀1人、上之保1人、洞戸2人、板取1人と、いずれも東白川によく似た山間地域であります。

その中の1人、隊員の江坂さんは、元広告代理店勤務の経歴を生かし、地域の情報を集めたポータルサイトやブログの作成、SNSでの情報発信、地域資源を活用した企画の運営など、内外に武儀地区をPRすることをなりわいとしています。そのほか、武儀地区の特産品、原木シイタケ、パッションフルーツ、玉みその生産、販売なども支援をされています。キウイフルーツやユズなども、有名となりました道の駅「平成」を中心に特産品として販売をしています。武儀地区では、地域おこしに関わることであれば全て業務であり、活動内容は多岐にわたっているということでもあります。

現在、東白川村では、農業委員会の新規作物振興委員会や野菜生産グループが新たな特産品としての農産物の研究に取り組んでみえます。地域おこし協力隊のメンバーも、栽培実証や物品の宣伝・販路開拓に積極的に取り組んでいただきたいと思います。

特に東白川の米につきましては、非常に味がいいということで引き合いがたくさんあります。そして先ほど言いましたトマト、そして白川町もまだまだ販路を探せば、すばらしい取引先が出るん

じゃないかということをおもっています。

それでは、これで私の農業関連の3つの質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

〔4番 今井美和君 一般質問〕

○4番（今井美和君）

おはようございます。

通告に従いまして、一問一答方式にて2点質問させていただきます。

まず1つ目の質問、民生委員・児童委員についてを質問させていただきます。

民生委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談、援助活動を行っており、創設から102年の歴史を持つ制度です。また、全ての民生委員は、児童福祉法によって児童委員も兼ねており、妊娠中の心配事や子育ての不安に関する様々な相談や支援を行っています。民生委員・児童委員が地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務めております。少子化や核家族化によって地域のつながりが薄れる中、高齢者や障害のある方、子育てや介護をしている方などが周囲に相談できず、孤立してしまうケースが増えております。そこで、地域の身近な相談役として必要な支援を行うのが民生委員・児童委員の存在です。

誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、様々な活動をしている民生委員・児童委員について、なかなか知られていない、成り手がいない、活動内容が伝わりにくいという課題が全国的にあります。東白川村はどのような状態か、質問いたします。

まず1つ目、村の民生委員・児童委員の皆様はどのように選ばれているのか、お聞きします。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 安江透雄君。

○保健福祉課長（安江透雄君）

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々です。選任のされ方は、民生委員法の規定に基づき、各市町村の民生委員推薦会の推薦を基に、都道府県の推薦手続を経て、厚生労働大臣が委嘱することとされています。

村の推薦会は7人で、村議会議員、現職の民生委員・児童委員、社会福祉事業関係者、社会福祉関係団体関係者、教育関係者、関係行政機関の職員、学識経験者各1名となっています。昨年の12月が改選期であったため、本村では昨年の8月に推薦会を開催しております。各自治体の推薦会に推薦される方は、担当自治会、福祉活動を行う団体などから推薦をしていただき、退任予定の民生委員・児童委員の方や役場の担当職員などが本人の内諾を得て推薦会に推薦しています。本村

でも同様の方法で行っております。以上です。

[4番議員挙手]

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

推薦会があるということで、地域の方から推薦されて、推薦会で承認されて、国のほうへ上げていくのは分かったんですが、この推薦会に出すまでの誰でもかんでも民生委員さんになれるわけではないんですが、そういう方たちの一応制度というか、誰でもかんでも適応者とか、不適格者と認められる者という要項があるのですが、大体そういうので、どういうものを主にして選ばれるのかというのは分かりますか。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 安江透雄君。

○保健福祉課長（安江透雄君）

先ほどの最後のほうで少し触れさせていただきましたが、される方につきましては、自治会、福祉活動を行う団体などから推薦を頂くという形を取っております。不適格というのは、ほかの例えば選挙管理委員さんとか、そういう方と同じように、欠格事項がないかというようなことは確認させていただいております。

[4番議員挙手]

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

一応、選任取扱いのものがありまして、その中に、一応不適格と認められる方というのは、選挙権を有しない方とか、すごく忙しい方、健康上の理由により、やりたくても持病があったりとか、そういう方は適格ではないという書類が出ております。

推薦される方というのは、人格、信頼があって、地域の皆様に高く評価されている方ということになっておりますので、誰でもかんでも民生委員ができるわけではないのですが、今回選ばれたと思うんですけども、何人の方が選ばれたのかお分かりですか。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 安江透雄君。

○保健福祉課長（安江透雄君）

東白川村に見える民生委員の方、改選の人数ですか。

○4番（今井美和君）

はい。

○保健福祉課長（安江透雄君）

4名の方が改選されたと思います。

[4番議員挙手]

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

東白川村の民生委員の数は今10名見えます。この10名なんですけれども、1月の広報にも名前、顔写真つきで出ておりました。その10名の方なんですけれども、これが国から何人と人口によって来ているのか、こちらの村のほうで10人と決められているのか、人口によって決められているのか、分かりますか。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 安江透雄君。

○保健福祉課長（安江透雄君）

民生委員の定数につきましては、要望すれば増員できるというふう聞いておりますので、現在の10名に増員された時系列等、記憶しておりませんが、要望で今の人数も増やしてもらっているというふう聞いています。

[4番議員挙手]

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

今、増やしてもらっているというお答えだったんですが、私、民生委員さん、何人かというのを少し調べたんですけれども、平成10年までは順番に調べて、それからさきは調べられなかったんですけど、ずうっと10人だったんです。人口は、平成12年で村の人口2,980人で、現在より800人ほど減っているんですけれども、それでも10人、ずうっと10人いるんです。国のほうも、全国的に人口は減っていても、民生委員というのは増えているんです。平成7年は全国で20万8,040人だったのが、平成29年度は23万人に増えている。

何が言いたいかといいますと、人口が減っても増えている。それはどうしてだと思われませんか。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 安江透雄君。

○保健福祉課長（安江透雄君）

人口に対しての民生委員の数というのが、今、議員おっしゃられましたとおり、東白川村、人口が少なくても、これだけいるわけですけど、都市部へ行きますと、今言われた100人でも、1万人当たり、5,000人当たりには1人とか、そういう数になっていて、それだけの方では、それだけの人口をカバーできないというような形で増やしていつているということであると思いますが、東白川村の場合は、民生委員の方だけではなくて、介護保険関係のみまもりのわとか、社会福祉協議会とかの職員が、人口1人当たりに対しましては、きめ細やかに対応できるということだと思っておりますので、全国各地で人数が増員しているということに関しては、うちは、今おっしゃられたとおり、

人口が減少していてもその数を守っているということと、そのほかの方々も協力して、そういう方たちをサポートしているということで成り立っているということで、今言われた都市部では増えているということは、きめ細やかな対応をといることを求められているということだと思いますけど、以上です。

[4番議員挙手]

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

ありがとうございました。そうやって選ばれた民生委員の皆様が、より大切な仕事をされているということなんです。高齢者世帯や独居世帯が増えておりますので、民生委員・児童委員さんの活動はすごく大変になっているということなんですけど、そこで2つ目の質問に入ります。

今言いましたように、村の民生委員さん、本当に大変な仕事だと思います。各地域の民生委員・児童委員さんの皆様はどのような働きをしているのか、教えてください。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 安江透雄君。

○保健福祉課長（安江透雄君）

民生委員さんの活動は、大きく7つに分けられていると言われております。

1つ目は社会調査と言われまして、担当地区内の困っている方々を把握することです。

2つ目は相談業務と言われまして、住民に寄り添って困り事の相談に乗ることです。

3つ目は情報提供と言われまして、福祉サービスの提供を住民にすることです。

4つ目は連絡通報と言われまして、行政などの関係機関につなぐことです。

5つ目は調整と言われまして、住民が適切な福祉サービスを受けるための手助けをすることです。

6つ目は生活支援と言われまして、住民が求める支援を行い、支援の体制をつくることです。

7つ目は意見具申と言われまして、活動を通じて得た問題をまとめ、必要に応じて関係機関に意見を述べることです。

以上の7つを基に、住民からの困り事や心配事などの相談に乗り、地域住民と協力して手助けをし、抱えた問題を行政や福祉関係機関に相談し、つなぐという活動を日々行っていただいています。以上です。

[4番議員挙手]

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

大変たくさんのお仕事を抱えてみえる民生委員さんなんですけれども、その中に訪問という言葉がございました。訪問されるということは、その家まで、今この村は車で移動なので、車で移動することになると思うんですけれども、そういった中で、活動していく中で何か事故があった場合

とか、そういうのには補償とかは、民生委員さんたちはあるのでしょうか。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 安江透雄君。

○保健福祉課長（安江透雄君）

身分保障のほうですが……、先ほど行いました村のほうの補償ということではなくて、厚生労働省の委嘱の職員ですから、そちらのほうの対応になるかと思えますけど、補償と言われるのは保険とかそういう……。

○4番（今井美和君）

事故補償のほうはどうかと。

○保健福祉課長（安江透雄君）

事故補償、そちらは村のほうでは行いませんので、厚生労働省のほうの補償が適用されるということだと思います。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

村のほうじゃなくて、この民生委員さんというのは厚生労働省から委託されたものなので、国のそういうものがあるのは当然だと思うんですけど、そういうのがあるかどうかということをお聞きしたんですが、あるということによろしいですね。補償。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 安江透雄君。

○保健福祉課長（安江透雄君）

職員のように保険にかかっているとか、そういう意味のことではないんですけど、村の補償の制度にのっかってということで、職員とか会社員のように、社会保険とか共済保険に入っているという意味ではありません。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

今の質問は、民生委員・児童委員さんというものは、国、厚生労働省の承認のものなので、村は関係なくて、民生委員という役割に対して、何か事故があったときの保険というものはあるのですかという質問だったんですけど。共済とかじゃなくて、国の補償をお聞きしているんですけど。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 安江透雄君。

○保健福祉課長（安江透雄君）

すみません、国のほうの補償が、どういう保険に入っているとか、今言われたボランティア保険で事故があったときに出る補償とか、そういう部分のことでしたら、ちょっと存じておりません。

[4番議員挙手]

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

取りあえず、長い歴史のある制度の中で、やっと平成後半の26年にできたのが、民生委員に対する保険制度というものを国が作りしました。村は村で独自でやるのかやらないのかは別にいいんですけど、民生委員さんというのは、今までは本当に平成前半というのは全く補償もなしでやってみえた。それが、国がやっと26年にそういう制度をつくったということで、村は村で独自でやっていると思うんですけど、国の対応はすごく遅いなという、調べている中で強く感じました。でも、動いていただかなければいけないので、そういう補償があるということはすごくありがたいと思います。

次に、3点目の質問に入りますが、地域福祉のつなぎ役として、地域の訪問や相談支援だけでなく、地域福祉活動、各種会議、会合への参加など非常に多忙です。また、活動に必要な経費は支給されますが、無報酬です。このような状況から、民生委員になかなかない状況がありますが、民生委員さんが活動しやすいように、また今後成り手不足にならないように、村は何かお考えはございますか。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

この御質問には私からお答えをします。

活動しやすいようにとの御意見でございますが、厚生労働大臣から委嘱を受けた役職の方ですから、処遇など根本的な部分は国が改革をしていくことだと考えております。しかし、地域の課題である困り事の解決には、役場職員はもとより、福祉関係者や地元自治会、さらには議員の皆様方にも御協力を頂きながら、民生委員の方々が孤立してしまわないように寄り添っていくことが大切だと考えております。

今後、成り手不足にならないかという御指摘でございますが、人口減少あるいは高齢化に伴い、非常に全国的に厳しい状況があるということは承知をしております。これは有償であれ、無償であれ、ボランティアであれ、仕事がどんな状態であれ、成り手不足というのは本当に深刻な問題で、特効薬はないかと思っております。

先ほど課長から答弁したとおり、幾つもの重要な活動をしておっていただくわけですが、これらの問題を1人で抱え込むことのないように、村では、民生委員協議会でしっかりと話し合いがされており、情報提供も情報共有もされており、すぐ行政へ相談をしていただけるという体制になって、これが大事なことだと考えております。

昨年、先ほど御質問にあった 12 月に退任された民生委員の方々からも、任期中、福祉関係職員や社会福祉協議会等の職員の助けもあって任務を全うできましたというありがたいお言葉も頂きました。これからも行政として、できる限り負担の軽減に協力し、課題の解決にお互いに力を注いで共有に努めてまいりたいと思っております。

〔4 番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4 番 今井美和君。

○4 番（今井美和君）

村長から、民生委員が孤立しないように負担の軽減という言葉を出していただきましたので、とてもありがたいことだと思います。

今のお話の中で、先ほども課長から聞いたんですけれども、みまもりのわの活動とか、あとほかの包括や社会福祉協議会と連携しているというお話を聞いたんですけれども、そういう連携した、頻繁に情報を共有する会議が開かれるというお話を聞いたことがあるんですけれども、そういう会議というのは、どのような頻度で行われているのかというのは分かりますか。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 安江透雄君。

○保健福祉課長（安江透雄君）

包括支援センターとか、社会福祉協議会とか、うちですと医療関係は診療所になるんですが、そういった福祉・医療の関係者が一堂に集まって、月に 1 回地域ケア会議という形で情報共有を行っております。

〔4 番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4 番 今井美和君。

○4 番（今井美和君）

役割の分担、負担の軽減ができるように情報を共有して、これからも地域のために活動をお願いしたいと思います。積極的に活動してくださる民生委員の皆さん、国も、平成 29 年に広く国民に民生委員・児童委員の活動を理解してもらえよう、制度の広報活動を強化しております。高齢者、独居世帯が増えて、東白川にとっても、とても重要な役割の民生委員の皆様です。村民の皆様には、民生委員・児童委員の皆様の活動を理解していただいて、困ったことがあれば、お近くの民生委員・児童委員の皆様に御連絡を頂きたいと思っております。

それでは、2 点目の質問に移ります。

新型コロナウイルスに対する自治体の対応についてを質問いたします。

現在、インフルエンザよりも恐れられている新型コロナウイルスですが、水際で阻止することができず、日本全国各地に感染者が出ております。岐阜県でも感染者が出ました。今後とても心配です。国や県は、各自治体に対応の通知を出しておりますが、村はどのような対策を講じております

か。

○議長（樋口春市君）

参事 安江誠君。

○参事（安江 誠君）

新型コロナウイルス感染症への村の対応について、御報告をいたします。

まず、1月6日に中国・武漢で集団感染が発生してからの初期の対策になります。

国や県の相談窓口の御案内を、1月27日から随時告知放送、伝文字放送、ホームページ、診療所のフェイスブックで御案内をさせていただいております。

次に、感染予防の啓発については、「ほっと茶んねる」の健康チャンネルのコーナーで、2月7日に田口医師が、2月28日に北川院長が感染予防の啓発を行っております。そのほか、せきエチケット等に関するチラシを2月18日に村内各所に掲示をしまして、さらに2月26日には新聞折り込みを行っております。

また、診療所内の感染予防対策ですが、職員は出勤前と出勤時に体温を測りまして、37度以上の場合には自宅待機としております。老健施設への来客の方については、聞き取りによって、熱があると申告された場合は施設内への立入りは御遠慮いただき、入られる場合にはマスクを着用してもらっております。業者の方も、営業で入られる場合についてはマスクの着用をお願いしております。

続きまして、2月26日に総理からの国民へのメッセージの発表、この内容は、この一、二週間が感染防止に極めて重要であり、イベントに対する中止・延期、規模縮小の対応を要請された内容のメッセージでございましたけれども、これがあってからの村の対応でございますが、2月27日に、県の感染症対策協議会が情報の共有を目的に急遽開催されまして、知事をはじめとしまして県内の市町村長が出席をいたしました。東白川村は、村長の日程の調整がつきませんでしたので、参事が代理で出席をいたしました。

この会議では、オール岐阜の体制で体制を整備するため、市町村、医療機関、関係団体、企業等においても県と同様の対策が要請されました。また、この会議の途中に県内2例目の陽性患者が確認されたことが報告されたり、また、この会議の終了直後に、27日の午後6時頃ですが、政府から全国一斉の小・中・高臨時休校の要請がマスコミ報道されました。

このような慌ただしい状況の中で村の対応を行ったわけですが、27日午後9時には、学校サイドで臨時休校の要請への対応案をまとめていただきまして、28日午前中に、村として3月2日から春休みまで小・中学校を臨時休校する旨の方針を決定いたしました。

その後、28日の午後には、教育委員会から保護者には一斉メールで、また村内にはCATVの臨時放送でこの臨時休校の告知をいたしました。あわせて、この時点で、高齢者の方が参加されるPPK教室などの行事も、県の方針に準じまして、3月15日までの行事予定は中止を決定いたしました。

また、村の感染症対策会議を3月2日午前9時から開催し、村の各種の対応の方針を決定いたしました。この会議での主な決定事項は次のとおりでございます。

まず、感染症予防対策につきましては、各種会議につきましては、原則、感染防止対策を取った上で開催する。学校開放施設は3月8日まで利用を停止する。高齢者交流サロンは3月15日まで休館とする。小・中学校で子育て支援緊急対策を実施する。これは、共働きの家庭への休校に伴います支援を実施することを決定いたしました。

それから、産業への影響の支援対策でございますけれども、取りあえずまだ現状把握ができておりませんので、この時点では、地域振興課と商工会が連絡を密に取っていくということで、特に飲食業の皆さんの対策が中心になると思いますけれども、連絡を密にしながら、状況に合わせて対策を取るということを決定しております。

それから、陽性患者が来村したことが判明した場合、また村内で感染者が発生した場合の対応ということでございますが、こういった場合の情報というのは、恐らく県のほうから入ってくる情報になるかと思っておりますけれども、そういったものが入ってきましたら、取りあえず村民の皆さんは大変心配をされるわけでございますので、相談窓口として保健福祉課を相談窓口にするということをまずは検討させていただいております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

対策、今お話ししていただいたんですが、全部書き取れなかったもので、その文書をまた頂けたらありがたいと思います。

今のお話の中に、小・中・高休校になったこと、あと診療所、老健の対応、聞かせていただきました。

あともう一つ、イベントのことがすごく気になることなんですけれども、5月には村の4大イベントの一つであるつちのこフェスタが控えているわけですが、イベントをたくさんの皆様に来ていただきたいと思っているんですけれども、このイベントに対してどのように判断されるのか、村長にちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

地域振興課長 桂川憲生君。

○地域振興課長（桂川憲生君）

つちのこイベントにつきましては、今月の13日に実行委員会を開催いたしまして、その折に、県からのイベントに関する指針ですとか、それから村の状況を鑑みまして、その折に方針を決定させていただく予定にしております。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

まだ先が分からないことなので、判断には皆さんちょっと先を見てというか、見据えて考えていただきたいと思います。

まだ特効薬がない状態の新型コロナウイルスです。うつらないことが第一です。どんな病気でもそうですが、免疫力が低下しているとうつりやすいと言われております。有効な対策は、手洗い、うがい、不要の外出を避け、十分な栄養と睡眠を取る。免疫力を高めて乗り切りたいと思って、皆様にお知らせしたいと思います。

これもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（樋口春市君）

ここで10分間の暫時休憩をいたします。10時50分から会議を再開いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時49分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

1番 安江真治君。

〔1番 安江真治君 一般質問〕

○1番（安江真治君）

越原国有林について質問します。

大明神地内の越原国有林は、村の水道水の供給元であり、下流の地域にとっても重要な水源地です。しかし、この国有林では、ここ10年余りの間に度々大規模な伐採が行われ、その面積は30ヘクタールを超えています。上空からの写真で見ると、茶色の地面が露出し、伐採箇所がはっきりと確認できます。また、その面積が広大であることも分かります。そして、このむき出しの地表から雨水とともに土砂が流出する危険も見てとれます。このような状態の山林は、水源地の森としてよい環境にあるとは言えません。しかし、ここを管理するのは国であり、これまで村は見守るしかありませんでした。

この国有林では、今年も3ヘクタールの伐採が行われます。現地での説明会で、森林管理署の担当者は、この一連の伐採は緑のオーナー制度によるもので、今回が最後であり、今後伐採の予定はないと説明されました。今回の伐採終了を契機として、今後は村が水源地として適切な管理を行うことが望ましいと考えます。

そこで、国が管理するこの国有林を、どのような手続を行えば村が管理を行えるのでしょうか。私から2つの案を示し、村長の考えをお聞きします。

1つ目は、これまでも国有林の一部は分収契約によって村で管理が行われてきました。この分収契約をどんどん増やして行って、管理面積を広げていくという方法です。

2つ目は、国有林を村で買い取る方法です。これについては、平成26年に林野庁長官に対し、村で国有林の取得を検討すると通知しています。これに対する回答を踏まえてお答えください。ま

た、このほかにも方法があればお示してください。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

安江真治議員の御質問にお答えをします。

越原国有林についてでございます。分収契約を増やして管理面積を広げるといった提案と、村が取得して管理するといった御提案があったと思います。国が緑のオーナー制度の伐採期を迎えたことにより、約 34 ヘクタールを皆伐したため、土砂の流出などが懸念されての質問かとお察しをしております。

分収契約とは、伐採したところに新たな植林をし、伐期を迎え伐採し、木を売ったときの収益を分けるといったことが第一の目的で、自然を守るとか、環境に配慮するといった目的は、これには含まれておりませんでした。最初に村と国が分収契約をしたのは平成4年2月で、面積は 5.47 ヘクタール、村が8割、国が2割といった契約で行われました。それは、当時木材価格も高かったということと水源涵養という位置づけで契約がなされました。その後、平成 21 年までに4回分収契約がされており、分収割合はその都度違いますが、国有林全体面積 404 ヘクタールのうち 23 ヘクタールを契約し、緑化少年団の林業体験、企業による植林体験などに活用しております。

議員がおっしゃられました分収造林契約については、伐採したところに植林をすることから始まる契約でありまして、緑のオーナー制度で伐採したところには、既にサントリーさんが「天然水の森」で植林を行っており、また、今後伐採される3ヘクタールについても国が植林を行うよう予算を立てており、現在、分収造林契約ができる対象の山林はありません。

分収造林のほかに、分収育林というものもありますが、これは既に植林がされた場所を分収契約するもので、伐採して販売した後にお互いにかかった経費を差し引き、分配するものであります。ただし、今までこのことをやった経験がございませんので、研究、調査をする必要があります。

2つ目の村が国有林を買い取るという御提案ですが、村誌を見ますと、越原国有林の払下げについては、明治維新以後、何度も交渉がなされたことが記載をされております。

その中で興味深いのは、昭和 26 年1月、農林大臣宛てに越原国有林無償払下げ請願書を提出したことであります。この根拠は、明治初年に苗木藩から旧神土村へ渡された新巢御立山地所 125 両の払下げ証券を証拠に、もともと旧神土村が 125 両で買ったものであるから無償で村へ返還せよというものであります。当時は、神土新巢、越原新巢の区別がなく、一団地とするものであったからであります。その後、払下げ運動は後任の河田村長時代に引き継がれ、昭和 30 年まで5年間にわたって展開されたと記載がされております。しかし、御案内のとおり、いまだ実現には至っておりません。

この払下げについての交渉は、時を経て、前村長の安江眞一村長が、平成 26 年2月に林野庁長官宛てに村で国有林の取得を検討すると通知をしております。その後、同年3月に中部森林管理局と安江眞一村長との対談が行われ、山、立木合わせて7億円の提示がなされました。当然ながら、

村が7億円という莫大なお金を支払うことはできませんので、この返事について保留となっていました。その会議の中で、国有林は水源地であることから、生産林ばかりでなく、水源涵養も考えた山づくり、伐採にも配慮をお願いしたところ、濁りが谷に入らないよう伐採業者にも厳しく指導をしていくという回答が記録に残っております。

その後、話は進展しておりませんでした。今年1月17日に森林管理署から払下げについてお話がしたいということで、担当の係長と担当職員が出向いてまいりました。この会議では、7億円というのは平成25年度の国の算定方式に基づいて算出されたもので、国有林になった背景、社会情勢、村の森林活用等で金額は下げられる可能性があるということをございまして、このことについて村の意思を確認したいということをございました。

私の考えとしては、現在7億円で購入をするつもりはございませんが、さきに述べたように、無償譲渡という請願の歴史もあります。村と森林管理署は、平成24年2月に新築地域森林整備推進協定を結んでいます。これにより定期的な会議を開催し、情報の共有等を行っていますし、サントリーさんも「天然水の森」として位置づけて森林管理署と協定を結んでいます。

こうしたことから、今後大規模な伐採は行われなと思われますし、村としても取得について森林管理署や国との話し合い、また議会の皆様方の御意見も賜りながら結論を出してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

1番 安江真治君。

○1番（安江真治君）

ただいま買取りに当たっては7億円という大変な金額が提示されたということでもあります。この金額が高いのか安いのか、またこの国有林を買って、村が管理することそのものがよいのか悪いのかといった判断は非常に難しいものと思われます。これに対して、いろんなところに様々な意見があるものと思われますので、そこで村内に、専門家の意見を聞いたり、調査・研究や議論を行う場として、委員会などの設置を行う考えはお持ちでしょうか。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

この買取りのことにつきましては、私は4つのポイントがあるかなと思っております。

妥当な買取り価格が提示をされることをございしますが、これが今おっしゃられたように、幾らが妥当かは計算をしないと分からない。面積は分かっておりますが、この立木をどう評価するかというところにポイントがございまして。調査が必要だと考えます。

また、その金額が村の財政の許容範囲の値段であるかどうか。それから、買受けしたとして、村が管理することのメリットとデメリット、メリットは当然今御質問の中にあつたとおりなんです。

将来投資として考えたときのバランスの判断が非常に重要なことになります。

簡単な計算ではございますが、この面積、40年間育林をしていくというか、木を育てていく、枝打ちだとか、間伐だとか、手入れ、こういったことにおおよその見積りで年間2,000万円かかる。これが40年たって、切れるまでにかかる費用というふうに考えております。

したがって、非常に気の遠くなるような長い話でもありますし、まずは3月の中旬に、私、森林管理署へ出向いて、署長と直接会談をして、向こうの意向、そしてこちらの今言ったような考えもお話をして情報収集をしてまいります。その後、今、議員御提案のあった、必要とあらば、専門家を交えた委員会等を設置して、本格的なことの是非についての判断をしていく活動に入っていきたいと、このように考えます。

〔1番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

1番 安江真治君。

○1番（安江真治君）

今回の大規模伐採が終了する機会をしっかりと捉えて、積極的に管理者との間で協議を行っていただけるということですし、また委員会等の設置についても、その後検討するというところでございます。これをきっかけに広く様々な意見が寄せられたり、またいろんなところでこの問題について議論が行われることを期待しまして、質問を終わります。

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

〔6番 桂川一喜君 一般質問〕

○6番（桂川一喜君）

街路灯整備のこれからについて質問させていただきます。

街路灯は、道路の明るさを適正に保つことによって、夜間の交通安全を確保するとともに防犯の役割をも果たしています。近年は、これらの目的に加え、高齢者社会やライフスタイルの多様化といった社会状況の変化から、地域住民の安心と一層の安全確保、地域のにぎわい創出といった街路灯の新たな役割が注目され、その地域の実情に合わせた施策が全国的に進められています。

例えば、管理者の高齢化などによる街路灯の維持管理の困難さを解消するために、名古屋市や東京都東村山市、杉並区、千葉市、大阪府高槻市、兵庫県神戸市、岩手県盛岡市、北海道函館市などでは、行政への移管、すなわち譲り渡すや、維持管理費の全部または一部を補助する制度を導入するなどして、公道に限らず様々な対応がなされています。また、名古屋市や兵庫県尼崎市では、協賛制度を導入し、街路灯の設置によって公共への貢献を望む企業や団体からの協賛金を募ることで、行政の財政負担を軽減する施策を打ち出しています。

村でも、街路灯の公共性の高さは意識されており、10年ほど前から、村民からの申出に応じて街路灯を新設したり、あるいはLED化することで維持管理費を軽減したり、村が個別に対応することで様々な改善がなされてきました。しかし、村民の高齢化や人口減少等によって、これまで可

能だった維持管理が困難になっているケースが見受けられます。また、街路灯による直接の恩恵を受けない村民も、一律に費用負担を強いられるといった不均衡も生じています。さらに、個別対応によって、村全体の街路灯に係る維持管理が煩雑になってしまったり、あるいは地域特性が十分考慮されていなかったり、個別対応の限界も見られます。

このような現状を踏まえ、さきの例では、比較的規模の大きな自治体の例ではありますが、村でも実施可能な施策があるのではないかと考えています。

そこで質問です。村内の街路灯の数や設置目的、設置場所、維持管理の現状等についてお答えください。

○議長（樋口春市君）

総務課長 伊藤保夫君。

○総務課長（伊藤保夫君）

桂川一喜議員の質問にお答えをいたします。

初めに、街路灯・防犯灯の設置数でございますけれども、本年2月末現在で村の契約分が170本で、うちLEDが60本となっております。ただし、自治会等で設置された数は把握しておりません。

次に設置目的でございますが、夜間における歩行者の安全確保や犯罪の危険抑止で、村でも子供の誘拐・連れ去り等が心配されること、自動車等の窃盗、車上狙い、空き巣等の被害防止が重要であると考えております。

次に設置場所でございますが、神土地区に74か所、越原地区が56か所、五加地区が40か所となっております。

次に維持管理費でございますが、村の契約分で年間約120万円から130万円の電気料を支払っております。あと、防犯灯の切れたところの維持修繕等を随時行っております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ただいまの村のほうからの説明の中で、村のほうの管理をしている分について、きちんとした数字を把握されてみえるというところの返答の中で、逆に個人・団体が管理されている数については、現状ではしっかりした数字が把握されていないというお話でした。

そこで、実は村全体を探ろうとしましたんですけど、個人の方が中電との間で契約されているものを正しく把握することは結構困難でありまして、今分かっているところは、私の地元の状況と、それから団体が管理されているであろうと思われる平地区と陰地の3・4班という中央の地区、この辺りは組合で管理したり、旧商店街の管理下にありましたので、今分かっている数字を申し上げますと、まず、陰地の中央で管理している部分が12本、それから個人の分を合わせまして、陰地区全体で16本が今把握できている数字になります。それから、平地区におきまして、民間で管理

されている本数が 56 本あるということが一応私の手元で分かっている数字です。そして、電気代につきましては、結構それぞれのワット数の違いによって個々の違いがありますが、平と陰地地区の全部を足したところで、30 万を切るか切らないかぐらいの数字が電気代として地元の方が中心に払われています。

そこで、この問題が、さっき村のほうの全体で払っていただいている金額が 120 万から 130 万という数字とこれとを照らし合わせますと、2つの地区に限定されてはいますけれども、その地区が村全体の中で払っている金額のウエートが逆に多いということをお察することができると思います。それをどう捉えるかということが、今日の質問の議論する部分であります。私としては、今の時点では、民間の支えもあって村全体の明るさが保たれているというところをまず現状として把握していただくとともに、村全体であって 120 万から 130 万であるところへ、もし今後の仮の設定ですけれども、全ての公道における照明を村全体が把握していこうと思った場合、先ほど僕の調査から漏れております個人の分がまだここに加算されてはいませんけれども、当面、現状としてしっかり把握できている団体分を、もし村のほうで負担していただいたとしても、倍、3倍、4倍というわけではなく、2倍以下のところで収まるということをおまづ今の時点で把握していただいて、次の質問のほうへ移っていきたくと思います。

例えば、一定の基準を満たしている街路灯について、村に移管する、村のほうに全て投げ渡して、全てを村のほうに管理してもらう。あるいは、維持管理費の全額ないしは一部だけを補助するという制度を構築するということが可能ではないかと思っておりますが、街路灯について、どのような制度あるいは施策を考えておられるかを御返答願います。

○議長（樋口春市君）

総務課長 伊藤保夫君。

○総務課長（伊藤保夫君）

御質問の一定の基準を満たした街路灯というものでございますが、どんなものを指すのかということで、ちょっと最初の質問では分かりませんでしたけれども、維持管理の補助ということにつきましては、現在、集落によって設置本数とか電気料、負担戸数ともそれぞれ違うというふうに思われますので、今後細部を調査しまして、正確な自治会等で実際負担してみえる本数等を確認することからまず始めて、負担割合をどうするか、自治会規模に応じた負担というようなことも視野に入れながら考えていきたいというふうにお考えしております。

〔6 番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6 番 桂川一喜君。

○6 番（桂川一喜君）

先ほど冒頭の質問において、既に村のほうで御協力いただいた新たな LED の防犯灯を設置していただいているということに関しましては、本当に感謝をしたいと思っておりますが、その中で、既に個人で管理されていた街灯につきましても、個別で相談をかけて、なかなか大変だという相談におき

ましては、本当に村のほうからも一定の配慮を頂いて、やっぱりその街灯は必要だから、村のほうで少し電気料を払いましょうかというのを個別対応していただいているということに関して、本当に感謝をしている次第でありますけれども、そこに今後、村全体の全ての街灯においてどうするかという議論をしようと思った場合には、先ほど課長が、基準を満たした街路灯というのは、今の時点ではどういうことを指すのか分からないということでしたけれども、その基準をきちんと明確に規定することによって、その線引きができるようになって、一定の基準を満たした街路灯については、随時村のほうに管理を委託する、もしくは補助制度で補助金を出すとか、それから新設におきましても、今の場合はたまたま依頼があったところをどうするかというのを個別対応していると思っておりますけれども、それについても、この条件を満たせば新設をする、この条件を満たさなければ新設をしないというような制度設計をすることによって、もしかしたら平等性が保たれた、どなたにも情報を公開しながら街路灯を設置し、もしくは管理していくという方向に向かえるのではないかと思います。その基準という点における返答を頂きたいと思っております。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今、基準についてどう考えるかという質問でございましたが、街路灯・防犯灯については、私は公共のものであり、その周辺だけが明るければいいという問題ではなく、極めて公共性の高いもので、その道路を使う人だけだとかいうことではなく、全体の利益になるものであるというふうに考えております。ただ、なぜ必要かということもよく考えないといけない。例えばそこを、夜道を高校生が通学しているので必要と。高校生が卒業して社会人になったので、もう必要でなくなった街路灯があるのではないかと、こういったことも含めながら、やはり先ほど課長が答弁したように、調査が必要かなというふうにまず思います。

その中で、今基準というお話でしたので、集落の要望があれば、予算の許す範囲というこの前の議論のように、設置をしていくというような単純な施策ではなく、今後は議員指摘のような公平性の問題とか、いろいろ出てまいりますので、新規設置の基準や更新の基準、あるいは、場合によっては先ほど言いましたように、必要がなくなった場合の撤去の基準、こういったことを視野に入れて公平性を担保できる基準をつくって、このことについて作業を進めていきたいと思っております。まずは調査が第一段階であると考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

村長から、今後とにかく基準は設置していただけるという御返答でしたが、冒頭で例を出しました各市区等の施策を見ますと、まずスタートラインで、私道、要は私の道に対しての街灯については、本当に厳格にやらないと公私混同になったり、個人的な財産に対しての施策になりますので、

基準が設けられてありますが、公道に対しての街灯については比較的無条件で、困っていれば助けるという方向で動いている施策がほとんどです。

それから、今回インターネット等で全国を調べますと、大きい市、大きい行政、僕に言わせると、財政に余裕のあるところほど、きちんと街灯についての基準がつくられていて、財政に余裕がない、本来でしたら、行政にも住民にも余裕がないであろうというところが、なかなかきちんとした施策がつくられていないのが現状でした。

でも、本来はその逆であって、余裕があるところこそ、そんなに慌ててつくらなくてもよく、余裕がないところこそ、こういう小さい行政の仕事についてしっかり基準をつくるべきではないかと私考えましたので、この村においては、大きな市には設置されていて、小さい市に設置されていないものであるからつくらなくていいのではなくて、今後全国で少子高齢化、それから地域が疲弊していく中で、東白川村がもしかしたら一番最初の例になるぐらいの勢いで、こういう小さいものに対してきちんとした提言をしていく、それから住民をどう支えていくかというのを底辺からゆっくりと支えていく一種の基準になろうかと思しますので、しっかりした基準を設けるとともに、どういうものを助けるかということに関しては、あくまでも本来の行政の趣旨である住民が行うべきことではなく、公共のものはなるべく公共が支えるというところを理想とするような施策をぜひ考えていただきたいと思います。

そこで、第3の質問に移っていくわけですが、街路灯設置によって村へ貢献したいという村民の思いがあるのも実際事実です。

せんだって地域の集会におきまして、本来私は、街路灯の費用については村でやっていただける方向へ相談すれば、みんながそうだそうだといって賛成していただけるものだと最初は思っていました。でも、しかし実際にはそうではなく、いや、実はまちを明るくするのは、私たちのまちを実際に明るくするんだから、地元で面倒を見ればいいんじゃないかという気持ちがあるということもよく分かりました。なので、急激に村に負担してほしいという思いがあるわけではない。ただし、実際には所得が減り、少子高齢化になっていくとともに、やっぱり僅かな金額でも生活を圧迫していくという現状は決して避けて通れませんので、住民の気持ちを生かしつつ、なおかつ住民を助ける方法は何かという意味におきましては、村の財政負担の軽減という観点と同時に、街路灯について協賛制度を導入するというので、それが解決できるんじゃないかということ全国の例から見てもヒントにさせていただきました。

そこで、街路灯の維持管理に係る一律負担をなくして、住民負担を軽減すると同時に、引き続き村への金銭的に貢献したいと考える村民の意思を尊重した施策も併せて考えていただけないかと思えます。それに対するお答えをお願いします。

○議長（樋口春市君）

総務課長 伊藤保夫君。

○総務課長（伊藤保夫君）

街路灯の維持管理に係る自治会等の負担軽減につきましては、2つ目の質問でもお答えしたとお

り、今後詳細等を調査した後に、自治会等の戸数等に応じた負担割合等についても検討させていただくとともに、あと、金銭的に村へ貢献したいと思ってみえる村民に対しての施策としての協賛金を募るという方法では、ふるさと納税制度を活用したことも今後検討させていただきたいなというふうを考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

最後の質問に、金銭的な村民の気持ちというのを書かせていただきましたけれども、実際に他の町村におきましては、住民の協力なくして街路灯の維持はできないということは必ず述べられています。それは、職員が全ての街灯を朝から晩まで点検していたり、住民の生活のライフワークの中で、どの街灯が必要かなんていうことはやっぱり行政マンでは計り知れませんので、そこについては、とにかく住民の監視する能力というのが本当に多大に期待されています。その代わりと言ってはなんですけれども、金銭的な負担については行政が持つ。ただし、維持管理、その電灯が切れている、あそこが暗いよと、ここは危ないからここに街灯が必要ではないか、これは行政マン以上に村民、住民が監視することによって、よりよい街灯施策になるということが読み取れる行政の施策が多かったと思われまます。

今まで、村長がお好きな官民協働という中には、金銭的にも労務的にもみんなで頑張りましょうという思いが伝わってきたのは決して否定するものではありませんけれども、本来、街灯行政における官民の民という部分は、金銭的負担とか経済的負担ではなくて、そこがいかにも明るくなければいけないか、明るくなくてもいいか、それは、先ほど村長がおっしゃられました基準を今後つくっていく上においても重要なファクターではないかと思えます。

そこで、その観点で、金銭的以外の部分で、どうやったら住民の維持したいという気持ちを受け入れる施策など考えていただけるかを少しお伺いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

官民協働がお好きという御指摘を頂きましたが、好き嫌いではなくて、これからの施策として、村として必要な体制であるというふうに思っております、よく言葉を使いますが、この民の協力の仕方、これも十分これからもこの課題についても御協力を頂ける部分には御協力を頂く必要があるというふうにも考えます。

先ほども答弁しましたとおり、調査をして、それから実態を把握して、公共性が極めて高い施設でございますので、村の予算をある程度は充てて、住民負担の軽減を図っていくという施策の中で考える必要もあるというふうには思います。ただ、今幾らとかいう話ではなくて、議員の提案というか、御質問にあったようなことも踏まえながら、先ほども言いましたように、設置基準あるいは

費用負担の基準、そういったことを皆さんが納得できるものにたどり着きたいというふうに思います。これは、やっぱり公金を使う以上は公平性の原則が一番最大のルールだと思いますので、皆さんが納得していただける、先ほど御指摘があった私道とか、あるいはその街路灯がついた経緯とか、そういったのは本当にいろいろあるというふうにも聞いておりますので、その辺のところも、ちょっときめ細やかな調査も必要かなと。これについては、今おっしゃったとおり、役場の職員が承知しておるわけではないので、自治会に一回下ろして、それぞれ自治会でしっかりと答えやすい調査表にして、お答えを頂いて、実態の把握をしていきたいと思えます。

その後のことについては、今お答えはできませんので、今後課題として受け止めたということで御答弁とさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ここまでやってきました質問の中で、1個だけ具体的にぜひお願いしたいという質問があります。一番冒頭で、今、村にある街灯の状態をどのように把握してもらっていますかというところで、数でありますとか、場所において一定の答弁を頂きましたけれども、10年間、私が街路灯について役場の間とお話をするときに、どの街路灯かというのを確定するのに本当に時間がかかっています。それから、それだけでは済まずに、この街路灯は誰が管理しているのか、ここにたどり着くにも本当に時間を有しています。

先ほど多く述べていました大きな行政でも、大きな行政じゃなくてもですけど、ほとんどの街路灯というのは管理番号というのを付けて、それを管理されている行政が多いです。今後の街路灯をきちんとした管理、それは民間であろうが公共であろうがですけども、管理番号というものを、ぜひそれぞれの街路灯の下のほうにシール等で掲示していただいて、それをお問合せいただくと、誰が管理していて、どこへ最終的に、球切れであったり、状況を報告すればいいかということ、住民が管理番号システムで管理できるということをやっていただくと、今後電気代を考える上でも、それからさっき言った街路灯ごとのいろんな事情を考える上でも、一種の戸籍台帳みたいなものになると思えますけれども、ぜひその整備をお願いしたいというのを最後の質問にしたいと思えますので、御返答だけお願いします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

NTTさんですか、中部電力さんは電柱に全部番号がついております。それと同じようにということだと思います。これは、多分こういった調査を進めていけば、そういう方向へたどり着くのが自然の流れではないかなというふうに思ってお聞きをしておりました。番号による管理は、管理の初歩だというふうに思えますので、台帳を作る、いわゆる街路灯台帳ということになりますので、

当然何らかの番号をつける、あるいは印をつけると。そういったことが地図に落とされておる、こういうのが管理方法だと思います。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ありがとうございました。これで今日の質問を終わります。

○議長（樋口春市君）

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をして、情報通信員に退室していただきます。

午前11時26分 休憩

午前11時28分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第2号及び議案第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第6、議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例についてから日程第7、議案第3号 東白川村農業委員に関する選考委員会設置条例についてまでの2件を関連がありますので一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 伊藤保夫君。

○総務課長（伊藤保夫君）

議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例について。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり提出する。令和2年3月4日提出、東白川村長。

1枚はねていただきたいと思います。

今回の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例でございますが、本来、細部説明は別添の新旧対照表でさせていただくところでございますが、先般、2月19日の議会全員協議会で細部説明をさせていただいておりますので、今回新旧対照表での説明を割愛させていただき、本文を朗読させていただきます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例。東白川村職員定数条例の一部改正、第1条、東白川村職員定数条例の一部を次のように改正する。第1条第2項中「の職員」の次に「（臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に

限る。)」を加える。

東白川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正、第2条、東白川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）」を「非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。」に改める。

東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、第3条、東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条の見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部改正、第4条、東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「している職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を加える。

第9条中「した職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第18条第2号イ中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

第20条中「職員が」を「職員（会計年度任用職員を除く。）が」に改め、同条に次の1項を加える。

2. 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。）第16条及び第26条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員、会計年度任用職員給与条例第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額。

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員、会計年度任用職員給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額。

東白川村職員の分限に関する条例の一部改正、第5条、東白川村職員の分限に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

5. 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、「3年に満たない」とあるのは「同項の規定に基づき任命権者が定める任期に満たない」と、「3年を超えない限度」とあるのは「当該任期を超えない限度」とする。

東白川村職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正、第6条、東白川村職員の懲戒の手

続及び効果に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「月額」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第17条第1項から第3項までに規定する報酬の額）」を加える。

東白川村の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正、第7条、東白川村の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号及び第10条第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、第8条、東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）、区分、報酬。

1. 選挙管理委員会及び臨時選挙管理委員会委員、年額4万8,000円。
2. 監査委員、識見を有する者の中から選任された委員、月額3万5,000円。議会議員の中から選任された委員、月額2万2,000円。
3. 固定資産評価審査委員会委員、日額5,000円。
4. 防災会議委員、日額5,000円。
5. 特別職報酬等審議会委員、日額5,000円。
6. 賞じゅつ金等審査委員会委員、日額5,000円。
7. 選挙長、日額1万800円。
8. 投票管理者、日額1万2,800円。
9. 投票立会人、日額1万900円。
10. 期日前投票所の投票立会人、日額9,600円。
11. 期日前投票所の投票管理者、日額1万1,300円。
12. 開票管理者、日額1万800円。
13. 開票立会人及び選挙立会人、日額8,900円。
14. 国保診療所運営委員会委員、日額5,000円。
15. 国民健康保険運営協議会委員、日額5,000円。
16. 民生委員推薦会委員、日額5,000円。
17. 農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員、年額(1)基本額8万4,000円、(2)成績額、担い手への集積に一定以上の成果があった場合に村長が別に定める額。
18. 教育委員会委員、年額2万2,000円。
19. 社会教育委員、年額2万2,000円。
20. 公民館運営審議会委員、日額5,000円。
21. スポーツ推進委員、年額4万7,000円。

22. 文化財審議会委員、日額 5,000 円。
23. 校医、歯科校医及び学校薬剤師、教育委員会が村長と協議して定める額。
24. 保育所嘱託医及び嘱託歯科医、教育委員会が村長と協議して定める額。
25. 消防団員、別に条例で定める額。
26. 情報基盤施設番組審議会委員、日額 5,000 円。
27. 行政改革推進委員会委員、日額 5,000 円。
28. 農村環境改善センター運営委員、日額 5,000 円。
29. 自然環境保全委員会委員、日額 5,000 円。
30. 水道水源保護委員、日額 5,000 円。
31. 生活安全推進協議会委員、日額 5,000 円。
32. 防災対策監、年額 3 万円。
33. 介護保険等運営協議会委員、日額 5,000 円。
34. 子ども・子育て会議委員、日額 2,000 円。
35. 地域公共交通会議委員、日額 5,000 円。
36. 生活支援体制協議会委員、日額 5,000 円。
37. 情報公開及び個人情報保護審査会委員、日額 5,000 円。
38. 退職手当審査会委員、日額 5,000 円。
39. 退職手当審査会臨時委員、日額 5,000 円。
40. 公務災害補償等認定委員会委員、日額 5,000 円。
41. 公務災害補償等審査会委員、日額 5,000 円。
42. 鳥獣被害対策実施隊隊員、年額 1 万円。
43. 国民保護協議会委員、日額 5,000 円。
44. 農業委員会選考委員会、日額 5,000 円。

東白川村職員の給与に関する条例の一部改正、第 9 条、東白川村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 24 条の 2 を次のように改める。

会計年度任用職員の給与、第 24 条の 2、法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。

東白川村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正、第 10 条、東白川村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 17 条」の次に「及び東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第 9 条」を加える。

第 2 条に次の 3 号を加える。

(7) 処遇改善手当。

(8)介護福祉士手当。

(9)ホームヘルパー手当。

第8条中「東白川村国保」を削る。

第9条を削る。

第11条を第13条とし、第10条を第12条とし、同条の前に次の3条を加える。

処遇改善手当、第9条、診療所に勤務する介護職員が、介護業務に従事した場合には、勤務一月につき1万2,000円の範囲内で村長の定める額の処遇改善手当を支給する。

介護福祉士手当、第10条、診療所に勤務する介護職員であって、介護福祉士の資格を有する場合には、勤務一月につき5,000円の範囲内で村長の定める額の介護福祉士手当を支給する。

ホームヘルパー手当、第11条、診療所に勤務する介護職員であって、2級以上のホームヘルパー資格を有する場合には、勤務一月につき2,000円のホームヘルパー手当を支給する。

東白川村職員等の旅費に関する条例の一部改正、第11条、東白川村職員等の旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「者」の次に「並びに地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加え、同条第2項中「第3条第1項」の次に「及び東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第4条に規定する給料表」を、「項において」の次に「これらを」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第3条第3項中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

東白川村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正、第12条、東白川村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「又は報酬」を「又は報酬及び給料」に、「前号」を「前2号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4)給料を支給される職員、法第2条第4項に規定する平均給与額に準じて計算した額(その額が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、実施機関が村長と協議して別に定める額)。

東白川村母子健康センター条例の一部改正、第13条、東白川村母子健康センター条例の一部を次のように改正する。

第3条の2から第3条の4までを削る。

東白川村鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部改正、第14条、東白川村鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条、実施隊員には、東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例に定めるところにより報酬を支給する。

東白川村自然環境保全条例の一部改正、第15条、東白川村自然環境保全条例の一部を次のように改正する。

第 15 条を次のように改める。

自然環境保全委員会の設置、第 15 条、自然環境保全に関する行政を円滑かつ適正に行うため、東白川村自然環境保全委員会（以下「保全委員会」という。）を置く。

2. 保全委員会は、自然環境の保全に関する事項について、村長から諮問があった場合は、保全委員会としての意見を答申するものとする。

3. 保全委員会は、自然環境の保全のための規制の措置の適正を期するため、監視等の体制の整備に努めなければならない。

4. 前 3 項に定めるもののほか、保全委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

第 16 条を削り、第 17 条を第 16 条とし、第 18 条を第 17 条とし、第 19 条を第 18 条とする。

東白川村水道水源保護条例の一部改正、第 16 条、東白川村水道水源保護条例の一部を次のように改正する。

第 11 条を削る。

第 10 条第 3 項中「東白川村水道水源保護委員会」を「保護委員会」に改め、同条を第 11 条とする。

第 9 条を第 10 条とし、第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とする。

第 6 条第 2 項中「東白川村水道水源保護委員会」を「保護委員会」に改め、同条を第 7 条とする。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

水道水源保護委員会の設置、第 6 条、水源の保護を図り、水道事業の運営を円滑に推進するため、東白川村水道水源保護委員会（以下「保護委員会」という。）を置く。

2. 保護委員会は、水道に係る水源の保護に関する事項について、村長に意見を述べるほか、村長から諮問があった場合は、保護委員会としての意見を答申するものとする。

3. 前 2 項に定めるもののほか、保護委員会に関し必要な事項は規則で定める。

東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の廃止、第 17 条、東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例は、廃止する。

附則、施行期日、1. この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

経過措置、2. 第 12 条の規定による改正後の東白川村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

産業振興課長 今井稔君。

○産業振興課長（今井 稔君）

議案第 3 号 東白川村農業委員に関する選考委員会設置条例について。東白川村農業委員に関する選考委員会設置条例を別紙のとおり提出する。令和 2 年 3 月 4 日提出、東白川村長。

この条例につきましては、会計年度任用職員の条例化に伴い、規則で定められていたものを条例化するものということでございます。

1枚はねていただきまして、条例を朗読させていただきます。

東白川村農業委員に関する選考委員会設置条例。

設置、第1条、東白川村農業委員会の委員の候補者（以下「候補者」という。）を選考するため、東白川村農業委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

職務、第2条、選考委員会は、次の事項を行うものとする。

1号、村長の求めに応じ、候補者の選考を行い、村長に報告すること。

2号、前号の候補者の選考に関し必要な事項を審議すること。

選考方法、第3条、選考委員会は、候補者の選考に当たり、推薦された者及び募集に応じた者の書面等の審査を行うとともに、必要に応じて、適当と認める方法による審査を行うことができるものとする。

組織、第4条、選考委員会は、委員5人以内で組織する。

2項、委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

1号、農業について優れた識見を有する者。

2号、東白川村農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）または農業委員を経験した者。

3号、農業者の組織する団体からの推薦者。

4号、前3号に掲げるもののほか、村長が適当と認める者。

任期、第5条、委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2項、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

解職、第6条、村長は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、選考委員会の同意を得て、解職することができる。

1号、心身の故障のため、職務を行うことができないと認めるとき。

2号、その職に必要な適格性を欠くと認めるとき。

3号、第4条第2項第3号の委員が、推薦された団体から脱退したとき。

2項、委員は、正当な理由があるときは、選考委員会の同意を得て委員を辞職することができる。

会長及び副会長、第7条、選考委員会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2項、会長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。

3項、副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときその職務を代理する。

会議、第8条、選考委員会の会議は、村長の求めに応じて会長が招集し、その会議の議長となる。

2項、選考委員会は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3項、選考委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項につき、書面をもって議決

権を行使することができる。

4項、前項の規定により議決権を行使した者は、出席したものとみなす。

除斥、第9条、委員は、自己または自己と密接な関係のある者、自ら推薦した者にあつては、その審議に加わることができない。ただし、選定委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

議事録、第10条、議長は、議事録を作成しなければならない。

2項、議事録には、議長及び会議において定めた2人以上の出席委員が署名しなければならない。

3項、議事録は、選考委員会の庶務担当課に備え付け、一般の縦覧に供しなければならない。

会議の公開、第11条、選考委員会の会議は、非公開とする。ただし、選考委員会において特に必要と認めるときは、これを公開することができる。

秘密保持、第12条、委員は、選考委員会で知り得た個人の情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

庶務、第13条、選考委員会の庶務は、産業振興課において処理する。

補則、第14条、この条例に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附則、この条例は令和2年4月1日から施行する。以上です。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の議案にあります別表の部分で、別表の議案書において2枚目の真ん中ほどにあります保育所嘱託医及び嘱託歯科医について、前は村長が定めるものが、今回は教育委員会がというふうに改正されています。

前回全協の折に、その上の校医については学校ですので、教育関係ということで、村長並びに教育委員会のほうが主体に決めるというのは分かったんですけども、この保育所に関しては、確かに所管が今保育園と幼稚園が一緒になって、教育委員会の下にあるというのは分かっているわけですけども、一般会計の中では、あくまでも民生費の中で保育所が開設されています。要は、児童福祉の範疇であるにもかかわらず、あえて教育委員会のほうに主体が持っていつてあるということの御説明をお願いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

参事 安江誠君。

○参事（安江 誠君）

予算のほうは民生費ということでございますけれども、事務分掌の所管が教育委員会ということ

でございますので、教育委員会のほうで案をつくっていただいて、それを村長と協議するという事務的な流れを執りたいなあというふうに思っています。

[挙手する者あり]

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

文句をつけるというよりも、実は児童福祉の件では、保育所と教育の幼稚園というのが、所管が一つになったことによって、村の中でも児童福祉を誰がどう見守っていくかというところで常に曖昧になりがちな部分がありますので、この質問をさせていただきましたので、児童福祉の部分はどうやっていくかということ、今後ぜひ福祉の観点からも落ちのないような行政をお願いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

参事 安江誠君。

○参事（安江 誠君）

事務の分掌の所管につきましては、課設置条例のほうで明記をされておりますので、また今年度も機構改革ですとか、人事異動とかということがありますので、次回の議会の折に課設置条例のほう、恐らく出てくるんじゃないかなあというふうに思いますので、その条例レベルでしっかりと記載をしていきます。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

桂川議員と同様で、第8条の東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用についてお伺いします。全協の折に聞き漏らしたかもしれませんので、よろしくお願ひします。

17番の農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員のところ、右の欄の2番の成績額、担い手への集積に一定以上の成果があった場合に、村長が別に定める額というふうになってありますが、どういった成果を言っているのかということと、もう一つは、32番の防災対策監というのが年額3万円とありますが、これはどんな人がなられるかということをお伺いします。

○議長（樋口春市君）

産業振興課長 今井稔君。

○産業振興課長（今井 稔君）

一応農業委員さん、最適化推進委員さんにつきましては、仕事内容として農地の保全ということがありますけれども、それによりまして大変お手をかけることが多々あることと思います。例えば集落の巡回とか、そういったこともしていただいておりますので、そうしたことを考慮してとい

うようなことになるかと思えますけれども。

[挙手する者あり]

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

最適化推進委員は3名おりますけれども、その辺がちょっとあやふやで、どういった成果ということを私は聞いておるもので、ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

産業振興課長 今井稔君。

○産業振興課長（今井 稔君）

成果というのは、見守るだけではなくて、例えば荒廃農地を適正な農地にしていくというのが大事なことでありますので、そういったことが成果ということに値するかと思います。

○議長（樋口春市君）

総務課長 伊藤保夫君。

○総務課長（伊藤保夫君）

32番の防災対策監ですが、どのような方をということでございますが、今までは消防団長を経験された方が防災対策監というふうでやっていただいております、今年度からは、消防団長を経験された方と、役場を退職された方の中で今年1名の方を防災対策監としてお願いし、現在2名体制でございます。

○議長（樋口春市君）

ほかに。

[挙手する者あり]

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

32番なんですけど、ここだけ年額というふうになってはいますが、この金額というのは妥当だということよろしいでしょうか。

○議長（樋口春市君）

総務課長 伊藤保夫君。

○総務課長（伊藤保夫君）

この金額につきましては、防災対策監を特別職に規定しましたときに決めた金額ということで、当初からずっと変わっていない金額でございますので、今までこの3万円という金額で来ております。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例についてから議案第3号 東白川村農業委員に関する選考委員会設置条例についてまでの2件を一括して採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例についてから議案第3号 東白川村農業委員に関する選考委員会設置条例についてまでの2件は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。午後からは、チャイムが鳴ってから会議を再開いたしますので、よろしくお願いたします。

午前 11 時 58 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

なお、午後からの出張のため欠席届が出ておりますので、御報告を申し上げます。教育長 神戸誠君が午後からの会議を欠席されております。

◎議案第4号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第8、議案第4号 東白川村情報基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

地域振興課長 桂川憲生君。

○地域振興課長（桂川憲生君）

議案第4号 東白川村情報基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村情報基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和2年3月4日提出、東白川村長。

東白川村情報基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村情報基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正するというので、お手元の別紙、新旧対照表の 27 ページを御覧いただきたいと思います。

第 1 条につきましては、有線放送電話、IP 電話について、廃止によるものの修正でございます。

第 3 条は、FTTH 設備に代わりまして、使用機器の内容や名称が変わりましたので、それらの条文の修正になります。

第 3 項、第 4 項は、「保安器」に代わって「V-ONU」、インターネットの利用世帯には D-ONU という機器が設置となりました。

第 5 項については、告知放送、有線電話、インターネットができる多重情報受信機から、今回の FM 告知放送のみの端末に変更になりましたので、機器の名称の変更によるものです。

第 4 条は業務内容となりますが、第 4 項は、既にインターネット電話が廃止になっているため、条文の修正でございます。

第 7 条は、村と利用者の財産管理区分と責任分界点と呼ばれる境界を明文化した条文の追加になります。

第 8 条は、加入負担金の廃止による条文の修正でございます。

第 9 条は、加入負担金の廃止による事務手続の条文の修正になります。

第 11 条は、これまで登録業者発注による施設の設置から、委託業者による施設の設置へ条文の修正をさせていただきました。

第 14 条第 2 項は、使用停止の場合、使用料徴収に係る文言の修正になります。

第 15 条は、これまで一律であったインターネットサービスを 35 ページの別表のとおり、100 メガバイト限度の標準コースが月額で 2,700 円、最大で 1 ギガのハイスピードコースが月額 3,300 円といった設定が加わったことによる条文の修正になります。

戻りまして、第 16 条については、放送利用について、営利を目的とした放送利用について、条文に明記をさせていただきました。

第 17 条の 4 項は補修、第 18 条は新設、移動に関する条文の修正でございますけれども、村の保有する施設には光ファイバーが敷かれており、それ以外の部分も個人管理として主に同軸ケーブルで接続をしておりますが、この村の管理をしております光ファイバー部分につきましては、利用者が補修や移動などをされますと、破損の恐れが非常に高いために、村の保有部分の補修につきましては制約をかける条文の修正となります。

第 19 条は、宅内機器の具体的な内容について表現を修正したものでございます。

第 21 条第 2 項は、再開をしたとき、実費費用が今回から発生しないため、再開に係る費用負担に関する第 2 項を削除いたしました。

第 23 条では、利用停止に代えて、利用制限ができるように設備が変わりましたので、条文を修正させていただきました。

第 1 項第 2 号では、電話がなくなっていますので、「電話」を削除し、「通信」を加えています。

また3号では、故意に改造した条件、制限条件も加えました。

第2項では、制限の内容を明文化しております。

第24条では、通信障害の切り分けを行っていた職員に加えて、委託業者も施設内に立入りをして、その通信障害による切り分けをできることを可能とした条文に修正をさせていただきました。

最後に、別記の別表でございますけれども、まず加入負担金を廃止、そして村営住宅を一般住宅と同額の利用料に減額をし、集会施設などの公共施設料金を廃止して、引込み工事負担金の負担額については条文中にうたい込み、インターネットの使用料を標準コースとハイスピードコースの2つで新設させていただきました。また、広告使用料について明記をさせていただきました。

以上、上程条例に戻っていただきまして、条例末尾でございます。

附則、この条例は令和2年4月1日から施行する。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

ちょっと料金設定のところでお尋ねをします。

今回改正になった別表のところでお伺いをしたいと思いますが、この2つに分かれた値段、600円の差があるんですが、これを今回は利用者さんに、村民の方に選択していただくということになるんですが、どちら使ったらどうですよという広報の仕方というか、選択をしてくださいといったときに、みんな迷われると思うんですが、私もそうですけれども。その辺の広報の書き方について、1点まずお伺いします。

○議長（樋口春市君）

地域振興課長 桂川憲生君。

○地域振興課長（桂川憲生君）

今年の1月から正式には供用させてもらっておりますけれども、現在1ギガサービスで、インターネットの接続の全世帯の方には御利用いただいております。それで4月1日の時点で、その1ギガのものをまず100メガ、ここで言いますところの標準コースに戻させていただきます。

それで、その後少し時間を置きましてから、皆様への広報としては、これまで1ギガを100メガに落とさせていただきましたけれども、仕事、それから職場内でLANを張ってみえる、複数台使われるというところで、まず支障を感じてみえる場合には、こちらの1ギガのほうに上げていただきますと、3月までの状態に戻すことができますので、判断基準としては、3月までの利用の使用感と、それから4月になって落とした場合の使用感で比較をしていただいて、その落差を600円で判断していただいて、お申込みを頂くのが適切ではないかというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋口春市君）

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

ということですので、取りあえず4月の段階で施行が始まった状態のときには、まだ料金の両方の選択を迫らずに施行しておいて、その後、高いほうに変えませんかという扱いでやっていくということによろしいでしょうか。

○議長（樋口春市君）

地域振興課長 桂川憲生君。

○地域振興課長（桂川憲生君）

既に1ギガを使いたいというお申出も頂いておりますので、それほど時間を空けずに村内へは周知をさせていただいて、手続ができるような準備をしたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋口春市君）

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

隣の広告使用料について、もう少しこの1,500円（1日）という金額のものがどういった広告なのか、ちょっとここも御説明いただきたいと思います。

○議長（樋口春市君）

地域振興課長 桂川憲生君。

○地域振興課長（桂川憲生君）

これ、現在あまり御用命がない広告でございますけれども、新装開店でございますとか、それから新しい商品の追加をしたとか、それから積極的な従業員募集とかというのを、改めて自分たちの枠を使って放送されたいという御要望に対応して、これができる項目を従来から設けておりましたけれども、これを条例の中へはっきり項目として出させていただきました。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

第1条のところの修正についてなんですけれども、先ほど課長のほうから、有線電話の廃止に伴って、あえて「並びに住民相互の連絡の円滑化」を削るという修正案が載っておりましたが、新旧対照表の27ページを見ていただくと、それを削ったことによって、新たに改正後の1条の中に、放送の部分ですとか、告知放送については、村の広報活動を担うということで網羅されていると思いますけれども、先ほど「電話」を「通信」に変えるというような条文もあったように、残されましたインターネットによる通信の部分が、これである意味なくなってしまうようなふうに思

えるような気がするんですね。この辺について、ちょっと大丈夫かなあという。

○議長（樋口春市君）

地域振興課長 桂川憲生君。

○地域振興課長（桂川憲生君）

その部分につきましては、今回の第1条の修正につきましては、住民の福祉の増進というところで、既にインターネットが通信のみならず、ゲームであったり、映画であったり、いろんな分野で使われておりますので、そうした広義の意味で福祉の増進という文言で包括されるのではないかという考えに基づいて、条文の修正をさせていただいているところでございます。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ただいまの説明で、一応今回の条文としては成り立っているのは承知しますけれども、条文としては、やっぱりちょっと説明がこれでは不足のような気がしますので、今後万が一、条例を修正されるときに、やっぱり通信という文言は、情報通信という言葉があるように、できれば1条の目的の中に、文言として通信の部分を明確にされたほうが条文としての正確性が保たれると思いますが、最後それだけ質問として御返答だけ。

○議長（樋口春市君）

地域振興課長 桂川憲生君。

○地域振興課長（桂川憲生君）

もし、本日これをお認めいただいて、時間を頂けるようであれば、正しい条文、それから村民の皆さんに分かりやすい条文にする責務がございますので、村長の指示を仰いで、また修正等、検討させていただきたいと思います。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 東白川村情報基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第4号 東白川村情報基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第9、議案第5号 東白川村社会福祉医療施設等整備基金条例を廃止する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 伊藤保夫君。

○総務課長（伊藤保夫君）

議案第5号 東白川村社会福祉医療施設等整備基金条例を廃止する条例について。東白川村社会福祉医療施設等整備基金条例を廃止する条例を別紙のとおり提出する。令和2年3月4日提出、東白川村長。

1枚はねていただきまして、本文でございます。

今回、診療所、老健施設等の整備工事が完了し、基金も全て財源として充当したため廃止するものでございます。

東白川村社会福祉医療施設等整備基金条例を廃止する条例。東白川村社会福祉医療施設等整備基金条例は廃止する。

附則、この条例は令和2年4月1日から施行する。以上です。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号 東白川村社会福祉医療施設等整備基金条例を廃止する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第5号 東白川村社会福祉医療施設等整備基金条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第10、議案第6号 東白川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

教育課長 安江任弘君。

○教育課長（安江任弘君）

議案第6号 東白川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。東白川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和2年3月4日提出、東白川村長。

次のページに行っていただきまして、この条例の改正につきましては、国の条例が改正されたことに伴いまして、村の条例を改正するものになります。

それで、別紙の新旧対照表の37ページをお開きください。

改正後、現行とありますが、いわゆる現行は「平成32年」という条文が、今度改正で「令和5年」ということに改正されたものになります。

内容につきましては、放課後児童クラブ等の運営の際に、放課後児童支援員を2名以上置くことが原則とされていますが、研修を受けることを前提として、そのうち1人を補助員として置くことができることになっており、平成30年から2年のうちに研修を受けなければならない条件を、緩和措置として令和5年までさらに3年延長するということになりましたので、本文を改正するものになります。

本文のほうへまた戻っていただきまして、附則として、この条例は令和2年4月1日から施行する。以上になります。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号 東白川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第6号 東白川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号から議案第13号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第11、議案第7号 令和元年度東白川村一般会計補正予算（第7号）から、日程第17、議案第13号 令和元年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの7件を補正関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 伊藤保夫君。

○総務課長（伊藤保夫君）

議案第7号 令和元年度東白川村一般会計補正予算（第7号）。令和元年度東白川村一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,061万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億7,353万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。令和2年3月4日提出、東白川村長。

第1表 歳入歳出予算補正の朗読を省略し、7ページをお開きください。

第2表 繰越明許費。

款、項、事業名、金額。

2款総務費、1項総務管理費、CATV情報基盤施設上位回線冗長化事業4,656万5,000円。これにつきましては、交付決定が2月中旬でありまして、工期の確保ができないため繰り越すものでございます。

8款2項、防災安全交付金事業908万円。これにつきましては2つございまして、1つは、黒川

東白川トンネルの点検修繕負担金で、点検修繕のための通行規制期間の確保ができないためということと、2つ目として、柏本橋耐震補強補修設計委託でございますが、実施前の河川の附帯協議に想定外の時間を要したことによるというものでございます。

9款消防費、1項消防費、災害対策費事業 385 万円。これにつきましては、ハザードマップの更新でございます。これについては、県の基礎調査及び地権者との調整に時間を要したためでございます。

1 ページめくっていただいて、第3表 地方債補正。

今回は、限度額の変更に伴うものでございます。変更前と変更後の起債の方法、利率、償還の方法は変わりありませんので、朗読は省略させていただきます。

なお、変更の内容は説明させていただきます。

起債の目的、変更前、公共事業等 3,450 万円、変更後 3,260 万円。

施設整備事業、変更前 600 万円、変更後 550 万円。

過疎対策事業、変更前 2億 3,210 万円、変更後 2億 380 万円。

過疎対策事業（ソフト）、変更前 3,940 万円、変更後 3,760 万円。

臨時財政対策事業、変更前 5,000 万円、変更後 4,009 万 9,000 円でございます。

次に、11、12 ページの歳入歳出予算事項別明細書の説明を省略し、13 ページの歳入から説明させていただきます。

2. 歳入。

1款3項2目環境性能割、補正額 10 万円、環境性能割でございます。

2款3項1目地方道路譲与税、補正額 1,000 円、地方道路譲与税でございます。

5項1目森林環境譲与税、補正額 75 万 6,000 円、これは森林環境譲与税の決算見込みによるものでございます。

7款1項1目自動車取得税交付金、補正額 39 万 6,000 円、自動車取得税交付金の額の減に伴うものでございます。

2項1目環境性能割交付金、補正額 39 万 6,000 円、環境性能割交付金の増額に伴うものでございます。

8款1項1目地方特例交付金、補正額 600 万円、子ども・子育て支援臨時交付金。これについては、10月からの幼児教育・保育の無償化に伴う国の負担分を交付金で頂くものでございます。

9款1項1目地方交付税、補正額 3,955 万 2,000 円、普通交付税、収支のバランスを取るものでございます。

11款1項9目消防費分担金、補正額 29 万 2,000 円の減額、ライフライン保全事業分担金、事業の完了に伴う額の確定によるものでございます。

では、1枚めくっていただきまして、2項2目総務費負担金、補正額 18 万円の減額。これについてはCATVの負担金の減額でございます。

3目民生費負担金、18 万 9,000 円の減額。これにつきましては、養護老人ホームの入所者の負

担金の減でございます。

6目農林水産業費負担金6,000円の減額、大沢林道舗装工事の額の確定によるものでございます。

12款1項2目総務費使用料、補正額63万1,000円。これにつきましても、CATVの使用料の見込みによるものでございます。

3目民生費使用料、補正額19万8,000円の減額。これにつきましては、せせらぎ荘の利用者の減による減額でございます。

6目農林水産業費使用料、補正額36万4,000円の増額。これについては、ウッドハイム神付住宅使用料・共益費の決算見込みによる増額でございます。

8目土木費使用料、補正額334万円の減額。これについては、住宅使用料の決算見込みによる減額によるものでございます。

10目教育費使用料、補正額10万円の減額でございます。これも、学校開放施設使用料の決算見込みによる減額でございます。

2項4目衛生費手数料、補正額7,000円の減額、乳房マッサージの減でございます。

8目土木費手数料、補正額3,000円の減額でございます。その前に、廃棄物の手数料につきましても同様で、処理困難物の収集手数料の減額がございました。土木管理費手数料につきましても、屋外広告物の許可申請手数料の減額によるものでございます。

13款1項3目民生費国庫負担金、補正額93万6,000円。これにつきましては、障害者自立支援給付費、医療費、入所給付費等の負担金の決算見込みによります増減でございます。

2項2目総務費国庫補助金、補正額20万円の減額でございます。これは地方創生推進交付金の額の確定によるものでございます。

3項民生費国庫補助金165万7,000円の増額でございます。保健福祉費補助金につきましては、地域生活支援事業費補助金の額確定による減額でございます。あと、児童福祉総務費補助金の増額につきましては、子ども・子育て支援交付金、子ども・子育て支援事業費補助金の額確定によるものでございます。

4目衛生費国庫補助金、補正額6万8,000円。予防費補助金については、感染症予防事業費等補助金の額確定に伴う減額。あと廃棄物対策費補助金につきましては、浄化槽設置補助金の額確定によるものでございます。

8目土木費国庫補助金401万9,000円の減額。これについては、木造住宅耐震診断国庫補助金、耐震補強工事国庫補助金の額確定による減額でございます。

続きまして、道路橋梁費補助金につきましては、防災安全交付金の額確定による減額でございます。

10目教育費国庫補助金、補正額3,000円の減。これにつきましても、特別支援教育就学奨励費の額確定による減額でございます。

14款1項3目民生費県負担金、補正額43万1,000円の減額。これにつきましては、国民健康保険・後期高齢者医療基盤安定制度負担金の額確定に伴います減額でございます。障害者自立支援給

付費負担金につきましては、これも見込みによる増額でございます。

2項2目総務費県補助金、補正額125万2,000円の減額でございます。総務管理費補助金につきましては、空家対策事業、東京圏からの移住支援事業費補助金、それぞれ額の確定、あと該当がなかったことによります減額でございます。あと保健福祉費でございますが、地域生活支援事業費補助金については額の確定でございます。あと、5節の児童福祉総務費補助金については、子ども・子育て支援交付金と第3子以降保育料無償化に係る補助金の確定による増額でございます。

4目衛生費県補助金84万2,000円の減額でございます。これは、浄化槽設置補助金の額確定による減額でございます。

6目農林水産業費県補助金66万3,000円の減額でございます。これにつきましては、農業委員会、元気な産地改革、数量調整等の交付金、それぞれ額の確定によります増減額でございます。あと、下の経営所得安定から施設園芸につきましても、同じく額の確定による増減でございます。

続きまして、林業費補助金でございますが、県単林道事業補助金から水源林公有林化支援事業補助金につきましても、額の確定による減額でございます。

7目商工費県補助金、補正額27万7,000円の減額でございます。これは、地域おこし協力隊の定住促進補助金の額確定による減でございます。

8目土木費県補助金51万8,000円の減額でございます。これにつきましては、木造住宅耐震診断補助金、耐震補強の補助金、国県道樹木伐採事業費補助金、それぞれ額の確定による減額でございます。

9目消防費県補助金14万6,000円の減額。これにつきましても、ライフライン保全事業補助金の事業の額確定による減額でございます。

10目教育費県補助金、補正額3万円の減額、放課後子ども教室推進事業補助金の額の確定による減額でございます。

3項県委託金、2目総務費県委託金、補正額35万円の減でございます。これにつきましても、学校基本調査委託金から経済センサス委託金につきまして、額確定による減額でございます。

8目土木費県委託金8,000円の減額、河川維持修繕委託金についても、額の確定に伴う減額でございます。

続きまして、15款1項2目利子及び配当金、補正額17万円の増加でございます。これにつきましては、説明欄でございますが、財政調整基金から森林環境譲与税基金利子まで、それぞれ基金利子でございます。

2項1目生産物売払収入、補正額210万円、村有林生産材売払収入でございます。

16款1項2目指定寄附金、補正額967万2,000円、ふるさと思いやり基金指定寄附金ということで、11月から1月分までに、それぞれ記載のとおり受け付けました分の寄附でございます。

続きまして、民生費の寄附金でございますが、社会福祉施設整備指定寄附金に黒渕の桂川様から頂いた分と、子育て支援室の寄附金ということで1件頂いた分でございます。

衛生費指定寄附金につきましては、環境整備指定寄附金ということで、千葉県伊藤様から頂い

た1万円でございます。

17款1項1目財政調整基金繰入金、補正額1億円のマイナスでございます。これにつきましては、特別交付税の見込みが立ったことによる減額でございます。

17目社会福祉医療施設等整備基金繰入金、補正額65万円、社会福祉医療施設等整備基金繰入金、基金の全額を全て繰り入れるものでございます。

18款1項1目繰越金、補正額が3,871万6,000円、前年度繰越金、これで収支のバランスを取るものでございます。

19款2項1目村預金利子、補正額1,000円、歳計現金預金利子でございます。

4項4目雑入でございますが、補正額が1,344万9,000円でございます。説明については、CATV災害保険金から定住促進補助金過年度返還金までございますが、主なものとしたしましては、市町村振興協会交付金（サマージャンボ）でございますが、397万9,000円、同じくハロウィンジャンボの交付金272万9,000円、中濃地域農業共済組合負担金還付金が390万6,000円というのが大きなものでございます。

20款1項2目総務債、補正額540万円。過疎対策事業債でございますが、CATVの上位回線の冗長化事業に係る分が540万円。

民生債が130万円の減額、高齢者等外出支援事業、こども等医療費、子育て支援事業、高校生通学支援事業で、それぞれ増減額で130万円でございます。

4目衛生債、補正額2,360万円、予防接種事業で20万円の増額、医療・福祉ゾーン整備事業で2,380万円の減額でございます。

6目農林水産業債170万円の追加でございます。これにつきましては、中山間地域総合整備事業で650万円、農地流動化奨励事業で70万円の減、営農機械整備補助事業で20万円の減、県営農道事業負担金で390万円の減でございます。

8目土木債190万円の減額でございます。これにつきましては、防災安全交付金事業の減でございます。

続きまして、9目消防債、補正額90万円の減額でございます。小型動力ポンプ付積載車の減と過疎債でございます。施設整備事業債につきましても、同様の説明で50万円の減でございます。

10目教育債、補正額110万円の減額でございます。はなのき会館大規模改修事業の減でございます。

13目臨時財政対策債、補正額990万1,000円の減でございます。臨時財政対策債の減額でございます。

続きまして、3の歳出でございます。

2款1項1目一般管理費、総務一般管理費でございます。給料、職員手当、共済費につきましては、決算見込みに伴う増減でございます。積立金につきましては、ふるさと思いやり基金の積立金と利息を積み立てるということで962万7,000円でございます。総務管理費各種負担金につきましては、白川・東白川地域公共交通活性化協議会負担金の額に伴う増額でございます。

2目文書広報費 24万2,000円の減額でございます。これにつきましては、広報ひがししらかわ印刷製本業務委託料の減額でございます。

3目財政管理費 30万5,000円の増額でございます。これにつきましては、財政調整基金の積立金と減債基金積立金でございます。

5目財産管理費、補正額 42万5,000円の減額でございます。説明でございますけれども、行政情報化推進費のほうで、LGWANルータ設定手数料の減が33万円と備品購入費のパソコンの減ということで、42万5,000円でございます。総合行政情報システム運営費については財源補正でございます。

企画費、補正額 195万5,000円の減額でございます。これについては、再生可能エネルギーについては財源補正、東白川つながるナビ事業につきましては講演会等講師謝金、費用弁償については該当する支出がなかったということによる減額、補助金につきましては空き家対策事業補助金、東京圏からの移住支援事業補助金につきましては、それぞれ額確定によるものと、移住者がなかったことによる減額でございます。

7目交通安全対策費、補正額 26万1,000円、交通安全対策費でございます。カーブミラーの設置工事費が15万4,000円、カーブミラーの購入が10万7,000円、神付の基幹農道に設置する予定のものでございます。

10目地域情報化事業費、補正額 2万1,000円の増額でございます。CATVの管理費で、インターネット等の接続利用料の追加が24万6,000円でございます。CATVの番組審議会の開催費が開催回数の減で10万円の減額、CATV番組等制作運営費でございますけれども、それぞれ賃金の追加、あと修繕料の減額、あと備品購入につきましては、ビデオカメラにつきましては破損による購入ということで、現在のものは7年間使用しておりましたが、今回故障したため購入するものでございます。CATV機器管理運営事業 65万1,000円の減額でございます。電気料の減額、あと施設修繕料の減額、工事請負費につきましては、伝送路布設工事、施設修繕工事、これは光化工事で対応できたもの、あと修繕工事がなかったということによる減額でございます。冗長化事業については財源補正でございます。

12目地方創生事業費でございます。説明で、東白川ファンを核とした村内商品の販売促進事業につきましては、臨時雇用賃金が見込みに伴う減ということで40万3,000円の減額。雇用促進事業につきましては、負担金及び補助金で従業員教育支援補助金が40万8,000円、雇用促進奨励助成金が60万円ということで、これはそれぞれ事業の確定による減額でございます。耕作放棄地対策事業につきましては、農地流動化奨励補助金が70万5,000円、これも事業の確定に伴う減額でございます。フォレストスタイル事業でございますけれども、590万円の減額でございます。記念品については540万円の減額。これについては、当初見込みで30棟予定しておりましたが、決算見込みでは柱が20棟、ポイントが21棟ということで、それぞれ決算見込みで減額したものでございます。旅費では、職員普通旅費で11万円の減額、あと消耗品で10万円、写真撮影手数料の減額、これも決算見込みによるものでございます。つちのこメンバーズカード事業でございますが、事業系

消耗品で6万円の減額、郵送料で23万8,000円の減額、これも決算見込みによるものでございます。あと、林業・製材業・建築業担い手育成事業につきましては、それぞれ財源補正でございます。

続きまして、2項1目税務総務費でございますが、補正額6,000円、これは共済組合負担金の追加でございます。

5項1目統計調査費、補正額26万8,000円の減額でございます。これについては、学校基本調査費から農林業センサス、国勢調査費、経済センサス、工業統計調査費でございますが、それぞれ決算見込みに伴います減額でございます。

3款1項1目住民福祉費、補正額121万8,000円の減額でございます。説明のほうですが、人権・同和啓発事業では、人権施策推進指針作成業務委託料が事業費の確定による減額ということで15万1,000円の減、あと国民健康保険特別会計への繰り出し、後期高齢者医療特別会計への繰り出しということで、それぞれ事業費の確定によるということで33万8,000円の減と72万9,000円の減額となっております。

2目福祉医療費につきましては、財源補正でございます。

続きまして、3目保健福祉費でございますが、補正額291万8,000円の増額でございます。これにつきましては、介護保険特別会計への繰出金が給付費分ということで43万7,000円、これも給付費減額見込みによるものでございます。保健福祉費一般については、社会福祉施設整備基金積立金ということで、基金利子による積立てでございます。障害者地域生活支援事業については財源補正でございます。障害者自立支援事業につきましては、自立支援医療費が100万、計画相談支援給付費が15万円、障害介護給付費が294万6,000円ですが、医療費給付費の不足による増額でございます。障害児通所支援事業でございますけれども、障害児通所給付費、障害児相談支援給付費それぞれ減額で77万2,000円ということで、利用対象児の減ということでございます。

4目老人福祉費3万2,000円の減額でございます。高齢者等外出支援事業につきましては、財源補正でございます。老人ホーム入所措置事業も同様でございます。あと、生きがい対応デイサービス事業につきましては、デイサービス運営委託料が57万6,000円の増額、これは利用者の増によります委託料の増額でございます。地域包括支援センター運営事業でございますけれども、技術者賃金による減が84万4,000円、決算見込みによるものでございます。ケアプラン作成業務委託料が29万6,000円の増額、研修負担金が6万円の減額、いずれも決算見込みによるものでございます。

続きまして、3款2項1目児童福祉総務費、補正額25万8,000円の減額でございます。説明のほうで、子育て支援総合推進事業では出産祝い金が50万円の減額、当初10人であったものが実績は9人だったということでございます。あと補助金では、高校生通学支援補助金が20万円の減額、修学資金利子補給金が10万円の減額、いずれも決算見込みによる減額でございます。あと償還金、利子及び割引料では、過年度分子ども・子育て支援交付金返還金が3万2,000円でございます。子育て支援室運営事業でございますが、臨時保育士賃金の増額が50万円、あと需用費のほうで教材消耗品で1万円、これは寄附金を財源としたものでございます。

2目認可保育所費、補正額 146 万 1,000 円の減額でございます。みつば保育園運営費ということで、給料、職員手当、共済費でそれぞれ決算見込みによる減額でございます。委託料では、保育園給食業務委託料が 100 万円の減額でございますが、これについては広域入所の受入れ児童がなかったということと、入所児童が見込みより少なかったことによります減額でございます。

4款1項1目保健衛生総務費、補正額 1,278 万 2,000 円の減額でございます。保健衛生総務費一般では共済費の負担金、繰出金では、診療所特別会計運営費繰出金が 369 万円、施設整備繰出金が 1,659 万 8,000 円の減額となっております。

2目予防費、補正額 52 万円の減額でございます。予防接種事業でございます。審査支払手数料、風しんワクチン接種委託料、結核レントゲン検診助成金、それぞれ決算見込みに伴う減額でございます。健康増進事業では財源補正でございます。

続きまして、3目の母子健康センター費でございますが、これにつきましても財源補正でございます。

6目廃棄物対策費でございますが、補正額 273 万円の減額でございます。一般廃棄物対策事業では、資源回収所管理委託料が 6 万円と車借上料の 4 万 9,000 円の減額でございますが、これは直営で行ったため減額できるものでございます。

続きまして、生活排水対策事業でございますが、浄化槽設置事業補助金が 242 万 1,000 円の減額。これについては、当初 7 人槽が 4 基であったものが実績で 1 基、5 人槽が 4 基であったものが実績で 1 基に伴う減額。あと、合併浄化槽への切替奨励補助金については 20 万円の減額でございますが、切替えが当初 3 基であったものが 1 基だということに伴う減額でございます。

6款1項1目で農業委員会費、補正額 11 万 5,000 円の減額でございます。農業委員会活動費ということで職員旅費の減額、これは決算見込みによるものでございます。

3目農業振興費、補正額 7 万 5,000 円の増額でございます。元気な産地改革支援補助金の増額でございます。31 万 4,000 円、トマトハウスの資材の変更による増額でございます。数量調整については財源補正でございます。農業振興費各種補助金でございますけれども、農業環境サポート機械整備補助金から施設園芸等就農推進事業補助金につきましては、それぞれ事業費の確定に伴う増減額でございます。経営所得安定対策推進事業については財源補正でございます。

7目農地費、補正額 440 万 5,000 円の減額でございます。農地総務費では、県営農道事業負担金で、基幹農道整備については 390 万 4,000 円の減額、農道施設強化保全事業については 12 万 7,000 円の減額でございます。補助金については、農用地有効利用促進事業補助金が 37 万 5,000 円の減額、積立金については、農用地等保全対策基金、利子の積立てが 1,000 円というものでございます。

2項林業費、1目林業総務費、補正額 98 万 1,000 円の増額でございます。林業総務費では職員手当で 22 万 3,000 円の増額でございます。積立金では、豊かな森づくり基金の積立金利子分でございます。森林環境譲与税基金の積立てが、増額分で 75 万 7,000 円の積立てでございます。

2目林業振興費、補正額 23 万 6,000 円の減額でございます。一般林業振興費、白川バイオマス

修繕補助金ということで 75 万円の増額でございます。これにつきましては、施設の故障によります修理の要望が製品流通センター協同組合から要望があったということによります増額でございます。村有林管理事業、水源林公有林化調査委託料で 39 万 4,000 円、あと土地購入費ということで山林購入費が 9 万円の減、いずれも事業費の確定によります減額でございます。枯損木処理緊急整備事業につきましては、処理委託料が 50 万 2,000 円の減額、これも事業費の確定に伴うものでございます。あと、林道総務費につきましては財源補正でございます。

7 款 1 項 1 目商工振興費、補正額 64 万 1,000 円の減額でございます。商工振興費の一般でございますけれども、補助金で商工業設備資金利子補給補助金が 39 万 9,000 円、商工業新規開業支援補助金が 10 万円、経営改善貸付利子補給補助金が 27 万 5,000 円の減額ということで、いずれも補助金見込みによる減額でございます。地域振興費一般でございますけれども、職員手当で通勤手当、住居手当の追加ということで、合わせて 13 万 3,000 円でございます。

2 目地域づくり推進費、補正額 233 万 5,000 円の減額でございます。これについては、建築技能者確保対策事業で濃飛建設職業訓練協会助成金が 6 万 9,000 円の減額。これについては、生徒数割の減による分でございます。あと交流事業では、報償費でご当地キャラ PR 活動謝礼が 7 万円の減額、あと出展者負担金が 9 万 7,000 円の減額ということで、いずれも決算見込みによる減でございます。イベント支援事業でございますけれども、つちのこイベント受付システム作成委託料でございますが、12 万 3,000 円の減額。これは、委託費の確定に伴う減額でございます。地域産業活性化対策事業でございますけれども、ふるさとセンター浄化槽漏水修繕料ということで 19 万 8,000 円の追加でございます。イメージアップ事業でございますけれども、備品修繕料でございますが、決算見込みに伴う事業費の減というものでございます。

続きまして、こもればの里総合管理事業でございますけれども、工事請負費で味彩エアコン修繕工事 16 万円の減でございますが、これも工事費の確定に伴う減額でございます。地域おこし協力隊事業でございますけれども、旅費で、費用弁償で協力隊応募者費用弁償が 10 万円の減額、これは決算見込みによるものでございます。普通旅費で職員普通旅費が 100 万円の減額、これについては協力隊の研修費に係る分の減額でございます。あと、需用費ではイベントチラシ作成費が 5 万円、あと役務費では宅配便料金で 3 万円、ホームページ掲載料で 18 万円、いずれも決算見込みに伴う減額でございます。

続きまして、地域おこし協力隊定住促進事業でございますけれども、地域おこし協力隊定住促進補助金が 55 万 4,000 円の減額、これについては、退任から 2 年間補助するもので、決算見込みによる減でございます。

8 款 1 項 1 目土木総務費、補正額 12 万 8,000 円の増額でございます。土木総務費一般では、職員手当で 10 万円と共済費で 2 万 8,000 円の増額でございます。

2 目の地籍調査費でございますが、補正額 170 万 5,000 円の減額でございます。地籍調査事業で、負担金対象事業で 87 万 9,000 円、交付金対象事業で 32 万 6,000 円、補助対象外事業では 50 万円で、それぞれ事業費の確定に伴う減額でございます。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費、補正額が1,139万4,000円の減額でございます。道路橋梁維持事業でございますけれども、委託料で国県道日照木等除去委託料で84万6,000円の減額でございます。あと、負担金では県道改良・舗装・橋梁整備事業負担金で428万円の減額、あと補償補填及び賠償金では日照木等補償費で40万4,000円の減額、いずれも事業費の確定による減額でございます。道の駅管理費、使用料及び賃借料で1万6,000円の減額、NHK放送受信料の減額でございます。防災安全交付金事業では、工事請負費で大口橋補修工事費531万円の減額、これも事業費の確定に伴う減額でございます。公共施設等適正管理推進事業で路面損傷調査委託料が53万8,000円、これは未実施に伴う減額でございます。

3項住宅費、1目住宅管理費、補正額28万7,000円の減額でございます。住宅管理費、委託料では木造住宅耐震診断事業委託料が4万7,000円の減額、これは実績なしでございます。あと補助金では、木造住宅耐震補強工事補助金ということで1件ありまして、額確定による減が24万円でございます。

4項河川費、1目河川砂防費、補正額47万4,000円の減額でございます。河川砂防事業で委託料で、ぎふリバーサポーター委託料が1万6,000円の減、これも事業費の確定によるものでございます。あと、負担金では公共急傾斜地崩壊対策事業の上小林の分でございますが、事業費の確定による減が45万8,000円でございます。

9款1項1目非常備消防費でございますけれども、補正額8万3,000円でございます。消防総務費で、消耗品で消防一般消耗品ということで23万7,000円でございます。これは初期消火資材の購入ということで、消火栓ボックスが2つと消火栓7本ということで、宮代に設置、これは要望があったためでございます。郡操法大会費、訓練手当15万4,000円の減額、これは決算見込みに伴う手当の減額でございます。

2目消防施設費、補正額35万5,000円の減額でございます。消防施設管理費で、小型動力ポンプ付積載車の額の確定に伴う減が42万4,000円でございます。あと、防災センターの駐車場の区画線修繕料ということで6万9,000円の増額。これは、区画線の摩耗による引き直しというものでございます。

3目災害対策費124万8,000円の減額でございます。災害対策費、水害の危険情報図の印刷費ということで、これはハザードマップとは別に、新たなもので22万円でございます。

続きまして、委託料では全国瞬時警報システム保守委託料が22万5,000円の減、ハザードマップ更新委託料が66万円の減額と、いずれも決算見込みによるものでございます。あと、補償補填及び賠償金につきましては、支障木伐採補償費ということで、これも決算見込みによるものでございます。

10款1項2目事務局費、補正額20万円でございます。教育委員会事務局費、職員手当で20万円でございます。

2項1目学校管理費、補正額40万円の減額でございます。小学校管理費一般では、校舎用燃料費の減額が50万円。理由としましては、暖冬による使用の減というものでございます。あと、ス

クールバスの管理費、運転手賃金で10万円の増額、これは見込みによる不足でございます。

2目教育振興費、補正額10万円の減額でございます。小学校教育振興費一般、使用料及び賃借料で、学習ドリルアプリケーションライセンス料が見込みによる減でございます。

3項1目学校管理費、補正額37万2,000円の減額でございます。中学校管理費一般で、電気使用量の減額が20万円ということで、これも暖冬によるエアコン等の使用が少なかったということ、あと、使用料及び賃借料では、大会出場バス借上料が17万3,000円、使用がなかったということでございます。基金の積立ては、利子分で1,000円でございます。

2目教育振興費、10万円の減額でございます。中学校教育振興費一般、使用料及び賃借料で学習ドリルアプリケーションライセンス料ということで決算見込みによる減額でございます。中学校就学援助費については財源補正でございます。

続きまして、10款4項1目社会教育総務費でございますが、補正額10万円の減額でございます。社会教育総務費一般で、負担金の減額ということで、決算見込みによる減が10万円でございます。放課後子ども教室推進事業についても財源補正でございます。

2目公民館費でございますが、補正額110万3,000円の減額でございます。はなのきの会館管理費、燃料費、施設燃料費10万円の減額、これも暖冬による使用の減でございます。光熱水費、電気使用料の減、これも同じ理由でございます。委託料、はなのき会館貸出業務委託料ということで、不用額の減で30万円でございます。工事請負費については、はなのき会館・別館大規模改修工事の事業費確定による減額が10万3,000円でございます。はなのき会館ホール事業については財源補正でございます。

5項2目体育施設管理費でございます。補正額30万4,000円、総合運動場管理費では、電気使用料が決算見込みによる減が25万円、あと工事請負費については、総合運動場の屋外柱AOG取替工事、これが故障していたため、4月以降の使用に対応するための修繕ということで55万4,000円でございます。学校開放施設管理費につきましては、それぞれ財源補正でございます。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

議案第8号 令和元年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。令和元年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ154万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,335万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年3月4日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と5ページからの事項別明細書を省略させていただき、7ページから説明させていただきます。

では、7ページをお願いします。

2. 歳入。

3款1項1目保険給付費等交付金、補正額は175万9,000円の減額でございます。説明欄を見ていただきまして、特別調整交付金で138万1,000円、特定健康診査等負担金で37万8,000円の減額ということで、こちらは額の確定による減額でございます。

2目の国庫負担金減額措置対策費補助金については、31万3,000円の減額ということで、こちらも額の確定によるものでございます。

4款1項1目利子及び配当金、補正額は2,000円の追加をお願いするものでございます。国民健康保険の利子が1,000円と、国保の高額医療費の貸付基金利子が1,000円でございます。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額は33万8,000円の減額でございます。保険基盤安定繰入金の保険料軽減分で19万4,000円、保険者支援分で20万9,000円の減額は額の確定によるものでございます。職員給与等繰入金6万5,000円につきましては、システム改修の補助金が追加になった分でございます。

6款1項1目繰越金、補正額81万9,000円の追加でございます。収支のバランスをとるものでございます。

9款2項8目国保制度関係業務事業費補助金、補正額が54万4,000円の減額でございます。

続いて、9目の社会保障・税番号制度システム整備費補助金59万円の追加をお願いするものでございます。こちらにつきましては、8目の補助金の要項が決まりまして、名称の確定により新しく9目を事業を行わせていただくのと、事業はシステム改修費の追加になりますので、その分の補正を追加するものでございます。具体的には、マイナンバーカードを保険証として使用するための準備への補助金でございます。

では、9ページをお願いします。

3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額7万円の追加でございます。これにつきましても、システム改修の委託料の追加分でございます。

5款2項1目特定健康診査等事業費、補正額はゼロ円でございます。特定財源を御覧いただきまして、県支出金の額の確定によりまして、財源補正を行うものでございます。

6款1項1目国民健康保険基金積立金、こちらのほうも財源補正で、国民健康保険の基金利子を1,000円積み立てるものでございます。なお、もう一個、高額医療費の貸付金の利子が1,000円ありますけれども、こちらのほうは一般財源化させていただきます。

7款2項2目直営診療施設勘定繰出金、補正額は161万3,000円の減ということで、これにつきましては、診療所が移転したことで補助の対象から外れたことによる減額でございます。

続きまして、介護保険をお願いいたします。

議案第9号 令和元年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第3号）。令和元年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 349 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 3,811 万 6,000 円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年3月4日提出、東白川村長。

こちらから2ページからの歳入歳出予算補正と5ページからの事項別明細書を省略させていただいて、7ページから説明させていただきます。

7ページをお願いします。

2. 歳入。

1款1項1目第1号被保険者保険料、補正額は 68 万 2,000 円の減額でございます。こちらにつきましては、歳出事業費の減によるものでございます。

3款1項1目介護給付費負担金、補正額は 70 万円の減でございます。

続いて、2項1目調整交付金、補正額は 29 万 8,000 円の減額でございます。

続いて、その次の4款1項1目介護給付費交付金、補正額は 94 万 5,000 円の減額。

続いて、5款1項1目介護給付費負担金、補正額は 43 万 8,000 円の減額。

6款1項1目介護給付費繰入金、43 万 7,000 円の減額でございます。これにつきましては、保険給付費の減額によるものでございます。

10 款1項1目利子及び配当金、補正額は 9,000 円の追加をお願いするものでございます。基金の利子でございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

3. 歳出。

2款1項1目居宅介護サービス給付費、補正額は 180 万円の減額でございます。

次の5目居宅介護サービス計画給付費 200 万円の減額でございます。こちらにつきましては、決算見込みによります減額でございます。

続いて、3項1目高額介護サービス費、補正額は 30 万円の追加をお願いするものでございます。こちらは事業費の増加が見込まれますので、追加をお願いするものでございます。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金、補正額は 9,000 円ということで、利子を基金へ積み立てるものでございます。

介護保険は以上でございます。

○議長（樋口春市君）

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

議案第 10 号 令和元年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第3号）。令和元年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 217 万 9,000

円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,254万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年3月4日提出、東白川村長。

そうしたら、2ページから6ページを省略して、7ページを御覧ください。

2. 歳入。

3款1項1目繰越金、補正額169万5,000円の減、前年度繰越金です。収支のバランスを取らせていただいております。

4款1項1目利子及び配当金、補正額1,000円の増。簡易水道基金からの運用益でございます。

9款1項1目雑入、補正額48万5,000円の減であります。曲坂川砂防事業の水道施設移転補償調査費に対する補償費と、杉林線水道管移転工事の補償費確定によるものでございます。

8ページを御覧ください。

3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額27万4,000円の減。説明を御覧ください。一般管理費、旅費、普通旅費、職員特殊旅費19万円の減でございます。配管設計などの技術者研修会に参加する予定がありましたが、不参加になりましたので、減額をさせていただくものでございます。負担金、補助及び交付金、負担金、県簡水協会負担金8万4,000円の減であります。岐阜県簡易水道協会の工事割負担金の見直しによるものでございます。

2款1項1目東白川簡易水道建設事業費、補正額59万3,000円の減。説明を御覧ください。簡易水道建設事業（単独事業）、工事請負費、杉林線水道管移転補償工事59万3,000円の減、事業費確定によるものです。

3款1項1目施設維持管理費、補正額131万2,000円の減。説明を御覧ください。施設維持管理費、需用費、燃料費、庁用車燃料費16万円の減、維持管理部門の外部委託により、水道トラック分の使用回数が減ったものでございます。委託料115万2,000円の減、簡易水道運営管理業務委託及び曲坂川砂防堰堤建設に伴う配水管支障移転調査設計委託料の事業費の確定でございます。

議案第11号 令和元年度東白川村下水道特別会計補正予算（第3号）。令和元年度東白川村下水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,550万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年3月4日提出、東白川村長。

これも同じく7ページを御覧ください。

2. 歳入。

1款1項1目使用料、補正額62万5,000円の減。収入見込みの精査によるものでございます。

3款1項1目繰越金、補正額32万4,000円の増。前年度繰越金です。

4款1項1目利子及び配当金、補正額1,000円の増であります。集合型合併浄化槽基金からの運

用益でございます。

8ページを御覧ください。

3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額 30 万円の減でございます。一般管理費、職員等の人件費の補正でございます。よろしく申し上げます。

○議長（樋口春市君）

診療所事務局長 河田孝君。

○国保診療所事務局長（河田 孝君）

議案第 12 号 令和元年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 5 号）。令和元年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,451 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 5,963 万 4,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）第 2 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。令和 2 年 3 月 4 日提出、東白川村長。

2 ページ、3 ページの第 1 表 歳入歳出予算補正の朗読を省略させていただき、4 ページ、第 2 表 債務負担行為補正を御説明いたします。

第 2 表 債務負担行為補正。

（追加）事項、定額テレビシステム（老健施設）。期間、令和 2 年度から令和 9 年度まで。限度額 456 万 5,000 円。このシステムについては、老健に入れております床頭台 16 台分でございます。

事項、AED（老健施設）。期間、令和 2 年度から令和 8 年度まで。限度額 27 万円。以上でございます。

次に、6 ページ、7 ページの事項別明細書の総括の朗読を省略させていただき、8 ページ、歳入から説明させていただきます。

2. 歳入。

2 款 1 項 1 目使用料、補正額 30 万円の減額。医師住宅の使用料、6 月から解約されたためものでございます。

3 款 2 項 1 目、医業費補助金、補正額 4 万 4,000 円の減額、へき地医師研修支援補助金の額の確定によるものです。

4 款 1 項 1 目利子及び配当金、補正額 1,000 円の増額、基金利子でございます。

5 款 1 項 1 目一般会計繰入金、補正額 1,290 万 8,000 円の減額。内訳ですが、一般会計運営費繰入金のうち、運営費分を 369 万円増額、施設整備繰入金を 1,659 万 8,000 円の減額でございます。

5 款 3 項 1 目国保事業勘定繰入金、補正額 161 万 3,000 円の減額、国保調整交付金の確定による繰入金の減額でございます。

7款1項1目雑入、補正額8万9,000円の増額。内訳ですが、特定検診血液検査手数料7万2,000円の増額、受診者の増によるものでございます。温冷配膳車リース料戻入金1万7,000円の増額。これにつきましては、平成30年2月にリース期間が終了しておりましたが、1か月分払い過ぎたものを戻入れしたものでございます。

8款1項1目指定寄附金、補正額36万円の増額。診療所施設整備指定寄附金を額額肇様をはじめ、5人の方から頂いたものでございます。

1ページはねていただきまして、9款1項1目医業費補助金、補正額10万3,000円の減額。医療施設等設備整備補助金の額の確定によるものでございます。この補助金は、診療所備品購入が対象となったものですが、一部対象外となったものがあつたために減額となったものでございます。

次に、11ページ、歳出を御説明いたします。

3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額90万8,000円の増額。総務一般管理事業の需用費、光熱水費の電気料につき、旧診療所分が18万8,000円の増額、新診療所分が72万円の増額補正です。旧診療所分については、今後の使途も考え、エレベーターの電源が切れないこと、保健センターと連動していることなどから、電気については遮断できないため電気料が発生するものです。

次に、2款1項1目一般管理費91万5,000円の増額。医業一般管理事業の人件費のうち、給料、一般職員給が3万4,000円の増額、職員手当等で扶養手当が1万6,000円の増額、通勤手当が1万2,000円の増額、超勤手当が84万円の増額、共済費が職員共済組合負担金1万3,000円の増額でございます。

次に12ページ、3款1項1目基金積立金、補正額36万円の増額。先ほど歳入で御説明いたしました御寄附につき、医療設備等整備基金積立金に積み立てるものでございます。

次に、6款1項1目施設整備費、補正額1,670万1,000円の減額。医療福祉ゾーン整備事業の工事請負費及び備品購入費につき、精算により減額をしたものでございます。工事請負費では、外構Ⅱ期工事が1,291万6,000円の減額。備品購入費では、レントゲン装置が61万8,000円、血球計数機が221万5,000円、機械浴槽46万4,000円、エックス線骨塩量測定装置18万8,000円、臨床化学自動分析装置11万7,000円、グリコヘモグロビン分析装置が18万3,000円の減額でございます。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

議案第13号 令和元年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。令和元年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,922万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年3月4日提出、東白川村長。

こちら7ページから説明させていただきますので、お願いいたします。

7ページの2. 歳入。

3款1項1目保健事業費委託金、補正額50万3,000円の増額でございます。これは広域連合からの委託金でございます。

4款1項1目一般会計繰入金、補正額は72万9,000円の減額でございます。事務費分が6万5,000円の追加、保険基盤安定分で79万4,000円の減額でございます。こちらは額の確定によるものでございます。

続いて、8ページの歳出をお願いします。

3. 歳出。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額が79万4,000円の減額ということで、保険基盤安定事業の負担金の額の確定によります減額でございます。

3款1項1目健康診査費、補正額は56万8,000円の追加でございます。説明欄を見ていただきまして、電算処理手数料のほうが6万4,000円、検診等事業負担金のほうが50万4,000円の追加分ということで、すこやか健診の受診者の増加によるものでございます。

後期高齢者医療は以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

一般会計、37ページにあります商工費の地域おこし協力隊事業の補助金の件なんですけれども、今回100万円の減額補正ということにはなっていますし、財源の内訳を見ますと、一般財源のほうにはほぼ100万円入っているわけなんですけど、たしか、これ一般財源とは言いながらも、国からのお金を頂いて、地域おこし協力隊の活動費として充てているものだと思っています。

先ほど説明にありましたように、地域おこしの方が研修に行くであろうという旅費があえて100万円余っていたということになっていますけど、聞きたいのは、十分活動を行って、これ以上地域おこしの方は別に要らないよという意味なのか、もうちょっと本当は財源があれば行けるところを、どうしても十分な活動をさせ切れなかったのか、どっちかが分かればいいのですが。

○議長（樋口春市君）

地域振興課長 桂川憲生君。

○地域振興課長（桂川憲生君）

地域おこし協力隊員の旅費は、当初予算が261万2,000円でございます。現在の執行額が121万円程度になってございます。予算に対して消化率が低い理由としましては、まず1点目に、高橋君

と高野君が、平成 30 年 11 月、ちょうど予算編成時期に第三セクターの勤務から役場のほうへ替わってまいりました。その時点で、異動当時、本人の要望で研修等の旅費を計上させていただきましたけれども、その後地域振興課のほう、移住・定住のほうへシフトしまして、彼らもそちらのほうを専門にやっていくということで研修を控えた経緯がございます。それから、あと高橋君については懲戒の件がありまして、なかなかいろいろ難しかったというふうに記憶をしております。

それから、犬飼君と志村君については、予算計上されたものについてほぼ消化をしてくれております。それから、CATVの3名につきましては、総額で99万円ほどの旅費の半分ぐらいの消化になっておりますけれども、前半に東海テレビのほうへ各1か月ぐらい研修に3人とも行っていただいて、その後、希望どおりのNHKの研修などに出かけていただきましたけれども、この3人は予算計上する予算編成のときにはおりませんで希望を聞けなかったということで、こちらの予定したものよりも希望が少なかったということで、今御質問のありましたいずれの隊員も申出、希望のあった研修には全て行った後の補正減ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

一般会計の26ページのところで、CATV番組等制作運営費のところに備品購入費というのがあるんですけど、先ほど説明の中で、7年間使ったビデオカメラが破損したというお話を聞いたんですけど、破損ということは、形あるものですので落とせば割れるし、機械ですので何かの不具合で壊れることはあると思うんですけど、これからのことも踏まえて、役場職員が落とした場合とか、そういうときに全額村で補償されるのか、個人負担というものはあるのか、そういうことだけ聞きたいのと、これは実際どういうふうだったかということを知りたいです。

○議長（樋口春市君）

地域振興課長 桂川憲生君。

○地域振興課長（桂川憲生君）

まず破損でございますけれども、言ってみると、本人に重大な過失があった場合の破損、例えば車で言いますと、飲酒運転をしたとか、それからケーブルテレビであれば、完全に逆上して投げたというような場合で、本人に確実に責任があるような場合は、役場で一回直しても、村長はその職員に対して請求する権利は多分あるというふうには理解してございます。

その前に、故意ではなくて過失による落下の場合は保険は、対象になる保険に入っております。ただ、今回のものにつきましては経年劣化、要は落としたとか、そういうものがないのに、使っていたら自然に中のものが摩耗によって壊れて使えなくなったということで、これは今回の保険などの対象にならずに、経年劣化でございますので、保険の対象にはならないということで、今回修繕費なども見ておりまして、それで対応という手もありましたけれども、今のものが結構時間がたっ

ておりまして、それをお金をかけて直しても、ほかの部分が経年劣化に近い状態でございましたので、あえて修繕費を落とさせていただいて、補正で新品のものを購入させていただくようお願いをさせていただいております。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

一般会計 35 ページ、林業振興費の中の一般林業振興費のところにあります白川バイオマス修繕補助金のところで、先ほど要望に対して対応したという説明でしたけれども、これは白川と共同の施設なので、白川町との間に案分という考えであったのかということと、その案分の根拠と、両方もしお分かりになれば御説明を。

○議長（樋口春市君）

産業振興課長 今井稔君。

○産業振興課長（今井 稔君）

このバイオマスにつきましては、今回事業費としまして1,908万ほどかかっております。それで、今ここを使っておるのは白川町とうちだけでなく、七宗とか、八百津、そのほか一般事業所も使っております。

今回、算出の方法ですけれども、まずその1,900万の事業費の半分を白川町が面倒を見るというような話でありました。そして白川町が半分を持って、また白川町というのはそこから固定資産税も取っておりますので、固定資産税相当分はそこからまた差し引くというようなことをして、残りの分を東白川、八百津、七宗、それからその他下呂のほうも使っておりますけれども、使用量、持っていた量で案分という計算で割って、したがって、うちが75万ということで、うちが加盟しておる事業所というのは製材を持ってみえる事業所さんが全部あそこで処分を、あそこを使っておるというようなことで、そういった計算方法で今回算出されております。

○議長（樋口春市君）

ほかに。

[挙手する者あり]

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

算出方法につきましては分かりました。

あとは補助金申請なんですけど、よく第三セクターなんかでは、もともとそういう一定のルールの中で、申請があっても、一定の割合で出すということがあらかじめ事業として確立している場合があるんですけど、この場合は一応申請がありました。これに対して一旦協議する余地があったのか、申請があった以上出すしかなかったのか、その裏づけの規則とか、会則とか、組合規則とか、

そんなような取決めが村との間にされているかどうかだけちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

産業振興課長 今井稔君。

○産業振興課長（今井 稔君）

今回の補助金もたれたのは、林業振興補助金で出しておるわけですが、林業振興補助金のほうは村長が定めるということになっておりますので、前回これに限らず、前も一度土場の整備をしたときに補助金を出しておる経緯がありますし、また、うちのプレカットも、整備したときは白川町から負担を頂いたということもありますし、お互いそういうようなことをやっておりますので、今回林業振興補助金にもたれてやっておるということなのです。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

国保診療所の特別会計の8ページの歳入のところで、医師住宅使用料が30万円減額というふうに、使われていないということでしたけれども、これは単発なのか、何らかの理由があつてずうっと続くものなのか、ちょっと教えていただければ。

○議長（樋口春市君）

診療所事務局長 河田孝君。

○国保診療所事務局長（河田 孝君）

医師住宅につきましては、旧診療所のところにありました所長の住宅でございます。ずうっと所長のほうが借りて、賃貸契約で家賃を支払っておられましたけれども、昨年5月で、ちょっと前々から話があったんですが、返すということで住宅を使用されなくなりましたので、5月までは2か月分は入ったんですが、それ以降は入らなくなったということで、そのままないのでございます。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

ちょっと補足します。それは後をどうするんやと多分お聞きになりたいかなと思って。

実は、この年度で調査をして、修繕をして、ほかに使おうかということも思わないわけではなかったんですが、診療所は移転のこともあったり、いろいろちょっとできなくて、医師住宅はもう必要ないということならば、直せば直して、一応村営住宅にして使えないかという検討をしております。ただ、中のほうの調査がまだできていませんし、修繕料がどれだけかかるかもまだ数字が上がってきていませんので、それから判断をしたいと思っております。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

22 ページの雑入についてちょっとお伺いしたいんですけど、中濃地域農業共済組合負担金還付金なんですけど、390万6,000円というふうで非常に額が大きいんですけども、これの計算方法と、そして多分これは中濃共済が解散して戻ってきたお金かなあとと思いますけれども、このお金はこれからどこへ行くということをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

産業振興課長 今井稔君。

○産業振興課長（今井 稔君）

まず、徴収については前に一度御質問があって、農家の件数とか、利用というようなふうで徴収をされておるわけなんですけれども、今回の負担割合は向こうから計算をされてきておまして、うちの場合は、2.53275 というような負担割合で還付、向こうでそれは計算がされておりますので、そういった割合で還付されておるといようなことでございます。

[「もらったお金はどうする」と呼ぶ者あり]

○議長（樋口春市君）

参事 安江誠君。

○参事（安江 誠君）

この還付金につきましては、今予算の段階で特定の目的に用途が決まっておきませんので、一般財源化ということで、税金なんかと一緒に混ぜてしまって、一般財源という形で一くくりの財源になってしまいますので、どこへ行くというと、一般財源ということで何に使ってもいいお金ということで扱っていくと思います。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

今と同じページの一般会計、21と22ページにわたっていますサマージャンボとハロウィンジャンボの歳入が、結構さっきおっしゃったように大きな額が入っているわけですけど、これの歳出側の項目を教えてください。

○議長（樋口春市君）

参事 安江誠君。

○参事（安江 誠君）

こちらのほうも特定の目的で頂いたものではございませんので、一般財源扱いということで、税金なんかと一緒に混ぜておいております。

○議長（樋口春市君）

ほかに。

[挙手する者あり]

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

今回もこれで歳出のほうには影響していないということで、一般財源化をしてしまいますと、その後、今度ちょっと特別なお小遣いというのは変なんですけど、少し特殊な使い方をするのにはもってこいの財源ではないかと多少考えるわけなんですけど、これは考えるわけということなので、これに関するお考えだけ、ちょっと伺えれば。

○議長（樋口春市君）

参事 安江誠君。

○参事（安江 誠君）

例えば目的化しようとしたら、特別な基金を設置して、基金に積み立てて、目的がなくても今年度、その基金に合った目的が決定したときに使うということは考えられますが、今のところは、毎年この金額については一定量頂いておりますので、一般財源で自由につなげたほうが今のところはやりやすいかなというふうには思っています。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

はなのきの会館管理費という一般会計の 43 ページにあるところに、先ほど暖冬の影響で燃料費と光熱費がそれぞれ安く済んだという説明があって、ちょっと質問したいのはその前のページ、41と 42 ページに、中学校と小学校がそれぞれやっぱり暖冬の影響でという説明があったんですが、片方は、中学校のほうは電気代だけなんです、安くなっているのは。小学校のほうは、逆に電気代は一切影響出ずに燃料費だけになっている。この辺の説明だけちょっとお願いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

教育課長 安江任弘君。

○教育課長（安江任弘君）

まず小学校の燃料費につきましては、ストーブの灯油代になります。今年はエアコンをつけた関係で、ストーブを使わずにエアコンをつけて朝を迎えるということで、逆に暖冬の影響でよかったということになりますし、中学校につきましては、今年の燃料費につきましてはそんなに総額変わっていませんでしたので、落とすまではいかに調整の中でやっています。小学校は目に見えて余分な金額が出てまいりましたので、補正させていただいたということでございます。

[挙手する者あり]

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ただの本当に重ねて質問ですが、今度エアコンが使われたということなので、電気代が上がってくるのかなあとあって、そこの部分の変化はどうだったか。

○議長（樋口春市君）

教育課長 安江任弘君。

○教育課長（安江任弘君）

当初、ある程度の電気料はかかるということで見えておりました。まだ検証はできておりませんので、来年1年かけると、大体1年間どのぐらい使えるかというところが出てきますので、予算には反映できると思いますので、ちょっとお待ちください。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

一般会計、20 ページにあります繰入金のところ、医療施設の整備基金の繰入金というのが65万円入っている。これは先ほどの基金を残高ゼロにしていく方向性のお金だったと思うんですが、こいつについては、もしかしたら全協の折に説明があったのかもしれませんが、繰入金を崩したお金が最終的にどこに回っていったか、ちょっと教えていただきたい。

○議長（樋口春市君）

参事 安江誠君。

○参事（安江 誠君）

この繰入金につきましては、歳出のほうでいきますと4款の民生費なんですが、32 ページの診療所特別会計繰出金の一部になっておまして、そこを見ていただきますと、その他のところに65万1,000円ありますけど、このうちの65万円が基金のほうでございまして、ここに充当されておまして、処理上は診療所会計のほうへ出ていっております。この施設整備繰出金がマイナスの1,600万円なんですが、一応このところにちょっと当たらないんですが、充てたような感じで処理はさせていただいております。診療所のほうの施設整備資金のほうへ充てたという処理です。

[挙手する者あり]

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

そこで、国保診療所特別会計の12 ページにあります医療設備等整備基金積立金といって、これは寄附金をもとに積み立てておいて、後で使うという基金なんですが、前、全協のときに僕が質問

したのは、せっかく基金があって、今後また整備するのに使えるのに、ゼロにしたり、基金条例を廃止するという事で一旦ゼロにされるというお考えは、あのときは納得したんですが、実は今後整備していくときに便利な基金がここにあるんだということを再度改めて考えたところ、そこにある程度満額消してしまうのではなくて、積立てという形で余ったお金を将来へ送るというようなお考えはあったかどうかだけ、ちょっとお聞きしたいだけです。

○議長（樋口春市君）

参事 安江誠君。

○参事（安江 誠君）

繰越事業の工事の精算ですとか、来年度の予算の財源ですとか、令和元年度の精算とか、いろいろやりますと、資金のほうはそんなに余裕があるわけじゃなくて、診療所会計としても不足しておりますして、積立てをしたりしてもいいですしということなんですが、翌年度へ繰越金も残るんですけども、それでも足りないということなんですが、結局足りないですね。来年の財源も足りないところで積立てをしても、さらに一般会計から持ち出しが出てしまうので、それをやるよりは、そのまま直接基金の財源については充当したほうが整理がつけやすいということで、一旦精算はクリアにするような形でシミュレーションさせていただいたという形です。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号 令和元年度東白川村一般会計補正予算（第7号）から議案第13号 令和元年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの7件を一括して採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第7号 令和元年度東白川村一般会計補正予算（第7号）から議案第13号 令和元年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの7件は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時10分間の休憩をいたします。55分から会議を再開いたします。

午後2時43分 休憩

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第14号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第18、議案第14号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

東白川村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

議案第14号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員として法務大臣へ推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。令和2年3月4日提出、東白川村長。

記、氏名、伊藤保夫。生年月日、昭和〇〇年〇〇月〇〇日。住所、東白川村越原〇〇番地。

推薦理由を申し上げます。

前任の安江吉信氏は平成23年7月1日に人権擁護委員に就任いただき、3期9年にわたり御活躍いただきましたが、今回諸般の理由で退任の意向がございました。後任として、今回新たに伊藤保夫氏の推薦をお願いするものでございます。

伊藤氏は、昭和53年から村の職員として今日まで活躍いただいております、これまで42年間の豊富な知識と経験を持って様々な要職に従事されてきました。人格・識見とも高く、人柄も温厚で人望も厚く、社会の実情にも精通されており、人権擁護委員として適任者でありますので、人権擁護委員として推薦したく御提案を申し上げます。

御審議の上、お認めを頂きますようお願いいたします。以上です。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第 14 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎同意第 1 号から同意第 3 号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第 19、同意第 1 号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてから日程第 21、同意第 3 号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてまでの 3 件について一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

同意第 1 号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。東白川村固定資産評価審査委員会委員の任期満了につき次の者を選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。令和 2 年 3 月 4 日提出、東白川村長。

記、住所、加茂郡東白川村神土〇〇番地。氏名、新田充。生年月日、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。

以下、同意第 2 号から第 3 号まで本文を省略して、記の部分だけ朗読します。

同意第 2 号、記、住所、加茂郡東白川村越原〇〇番地。氏名、熊沢健。生年月日、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。

同意第 3 号、記、住所、加茂郡東白川村五加〇〇番地。氏名、今井直美。生年月日、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。

推薦理由を申し上げます。なお、固定資産評価審査委員会の委員につきましては、固定資産の評価額について、住民の方から異議があったときに、公平な立場で御審査を頂くものでございます。任期は 3 年間です。

それぞれお三方とも再任をお願いするものですが、同意第 1 号の新田充様につきましては、長年、村の職員として要職を務められ、固定資産評価につきましても精通をされております。

同意第 2 号の熊沢健様は、元村議会議員であり、議長経験もお持ちの方で、村内の各種団体の要職も務められています。

同意第 3 号の今井直美氏は、消防団本部幹部や自主防災会代表、地域安全指導員などを務められ、経験も豊富で地域の実情に精通されております。

以上、お三方とも適任と考えており、就任の内諾も得ておりますので、御同意を頂くよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから各案件を順に採決します。

初めに、同意第1号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第1号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第2号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第2号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第3号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第3号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

◎同意第4号から同意第8号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第22、同意第4号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについてから日程第26、同意第8号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについてまでの5件について一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

同意第4号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについて。東白川村国保診療所運営委員に次の者を選任したいので、東白川村国保診療所事業の設置等に関する条例第3条第3項の規定により議会の同意を求める。令和2年3月4日提出、東白川村長。

記、氏名、今井保都。生年月日、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。住所、東白川村五加〇〇番地。以下、同意第8号まで本文を省略して、記の分だけ御説明をします。

同意第5号、記、氏名、安江登美子。生年月日、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。住所、東白川村越原〇〇番地。

同意第6号、記、氏名、古田紀代子。生年月日、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。住所、東白川村神土〇〇番地。

同意第7号、記、氏名、木村成人。生年月日、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。住所、東白川村神土〇〇番地。

同意第8号、記、氏名、島倉誠。生年月日、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。住所、東白川村神土〇〇番地。

提案理由の説明を申し上げます。

今井保都様、安江登美子様、古田紀代子様、木村成人様の4名の方々は、診療所運営委員として再任をお願いするものでございます。今井保都様につきましては、御存じのとおり、議員を長年務められ、病院時代から引き続き委員としてお願いをしております。また、同じく病院時代から引き続き委員としてお願いしております安江登美子様、古田紀代子様は6期目となるわけですが、民生部門の医療・福祉等の分野において見識も高く、診療所運営委員として再任でございます。また、木村成人様は2期目になりますが、現在老人クラブ福寿会会長をお務めで、商工会長として15年間お務めいただき、高齢者の皆様の代表として適任であると考えます。

次に、3期お務めを頂いた安江勲様の後任として新たに委員をお願いいたします島倉誠様は、神土平にお住まいで、教職員として35年間の長きにわたりお務めいただき、現在では家業に従事しておられます。子供たちに接してこられた視点で医療・福祉分野についても貴重な御意見が頂ける適任者でもあると存じます。選任につき同意を求めることにつきまして、御認定賜りますようお願いをいたします。以上です。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから各案件を順に採決します。

初めに、同意第4号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第4号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第5号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第5号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第6号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第6号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第7号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第7号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第8号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第8号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意

を求めることについては、これに同意することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

午後 3 時 05 分 休憩

午後 3 時 08 分 再開

○議長（樋口春市君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

村長の新年度予算説明収録のため、情報通信員の職員の議場入室を許可いたしましたので、よろしくお願いをいたします。

◎議案第 15 号から議案第 24 号までについて（提案説明）

○議長（樋口春市君）

日程第 27、議案第 15 号 東白川村常勤の特別職職員の令和 2 年度における期末手当の割合の特例に関する条例についてから、日程第 36、議案第 24 号 令和 2 年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの 10 件を新年度予算関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

それでは、資料は別冊になっております村長説明という冊子を御覧ください。

本日ここに令和 2 年東白川村議会第 1 回定例会に令和 2 年度予算案及び関連する諸議案を提出し、議員の皆様にご審議をお願いするに当たり、村政運営に当たっての所信の一端を述べ、議会を通じて村民の皆様のご理解と御協力をお願い申し上げます。

第 1 章 国の予算編成動向

第 1 章は国の予算編成動向でございますので、朗読を省略させていただきます。

2 ページからお願いをいたします。

第 2 章 本村の予算編成の基本方針

予算編成に当たっては、第五次総合計画の将来像に掲げた「豊かな自然と、美しい景観に包まれて、人がかがやく、地域力のあるむら、ひがししらかわ」の実現に向けた予算編成に取り組み、重点項目は次のとおりとしました。

①補正予算の繰越しで行う C A T V 冗長化事業の実施。②移住・定住促進事業の促進。③サテライトオフィス・テレワーク事業の事業化。④危険空き家対策の推進。⑤越原センター大規模改修。⑥美しい村づくり事業の推進。⑦茶業振興対策の根本的な改革の実行。⑧第三セクターの経営改革の促進。⑨子育て世代への包括的な支援体制の確立。

第 3 章 予算関連議案の概要

本議会に提出します令和 2 年度予算関連議案件数及び会計別予算規模は、次のとおりであります。

第1 提出議案件数

予算関係7件、条例関係3件、合計10件。

第2 一般会計予算額

一般会計予算額は、前年度と比べ9,400万円増の26億500万円となり、前年度対比は3.7%の増額となりました。増額要因は、みのりの郷出資金や県単農業用施設整備工事、県営農道事業負担金などの増額によるものであります。

第3 特別会計予算額

国民健康保険特別会計3億2,220万円、介護保険特別会計3億1,970万円、簡易水道特別会計3億300万円、下水道特別会計2,490万円、国保診療所特別会計2億6,250万円、後期高齢者医療特別会計4,480万円。以上、特別会計予算総額は、前年度と比べ8,700万円減の12億7,710万円であります。

第4 各会計予算額の合計

一般会計並びに特別会計の予算総額は、前年度と比べ700万円増の38億8,210万円であります。

第4章 一般会計の歳入の概要

歳入のうち村税は、景気の動向で左右されますが、元年度の実績を考慮し、前年度より1.0%増の2億222万円を計上しております。地方譲与税は、森林環境譲与税の増額を見込み、前年度より41.3%増の5,128万円を計上しました。地方消費税交付金は、前年度より5.3%増の4,000万円を計上しております。なお、消費税引上げの3%分及びプラス2%分については、社会保障財源として使途が限定されているため社会保障関係費に財源充当しております。

普通交付税は、地域社会再生事業費（仮称）の創設での増額を見込み、前年度より2.9%増の10億8,000万円を計上いたしました。特別交付税は、集落支援員の新規採用や診療所の特殊財政事情を見込み、前年度より71.6%増の1億5,100万円としています。分担金及び負担金は、ライフライン保全事業分担金の増額などを見込み、前年度より77.8%増の1,072万円を計上しました。使用料及び手数料は、ウッドハイム住宅使用料の増額などを見込み、前年度より1.9%増の6,150万円の計上となりました。

国庫支出金は、防災安全交付金の増額などにより、前年度より0.8%増の1億2,419万円を計上しました。県支出金は、特定農業用ため池整備補助金などの増額により、4.8%増の1億5,655万円を計上しました。

村債は、交付税措置率が高い有利な過疎対策債を主に活用してまいりますが、ソフト事業では福祉医療費や農地流動化奨励金、高齢者等外出支援事業などの財源として3,640万円を計上し、ハード事業では、みのりの郷出資金、県営農道事業負担金、県営中山間地域総合整備事業、防災安全交付金事業、小学校ランチルーム屋根防水工事等の財源として2億6,090万円を計上し、臨時財政対策債4,500万円を加えた地方債の総額は、昨年度より8.2%減の3億4,230万円となっております。

繰入金では、財源不足に対応するため、前年度に引き続き財政調整基金から2億円を繰り入れることとしましたが、ふるさと思いやり基金繰入金が減少したため、繰入金の総額は、前年度より

5.9%減の2億4,603万円となりました。繰越金は、令和元年度決算見込みから前年度より10.5%増の1億49万円を計上いたしました。

第5章 一般会計の歳出の体系別概要説明

本章の説明は、総合計画における基本計画の体系に沿って説明いたします。

第1 産業活動が活発な「にぎわい」のあるむらづくり

1. 農林業振興策。

茶業振興では、令和元年度に生産から流通、販売までの改革について協議を重ねてまいりましたが、みのりの郷東白川株式会社へ4,000万円を出資し、茶産地構造改革を推進するとともに、東白川製茶組合へは製茶火炉の機器更新への補助を行います。

茶販路拡大対策では、昨年引き続き株式会社OKB総研及びロイヤルブルーティーージャパン株式会社と連携し、ブランドの構築や地域おこし協力隊OB等による関東地方への販路開拓活動を実施します。また、その他の農産物や特産品についても、流通、アンテナショップの拡大を図るとともに、収益の増加と知名度アップを図ってまいります。

農地の保全対策では、ソフト面で集落営農活動を推進するとともに、組織が取り組む水田を中心とした農地の集約にも農地流動化奨励金制度を活用してまいります。ハード面では、県営中山間地域総合整備事業、県営基幹農道整備事業、県単農業用施設整備工事、基金活用農用地等修繕工事などにより、農業用施設及び農用地の保全を図ります。

2. 中山間地域等直接支払推進事業等の継続推進。

中山間地域等直接支払推進事業は、第5期対策の1年目となりますが、有利な措置がある集落戦略の作成の推進や継続事業の2年目となる多面的機能支払交付金事業とともに実施し、村の大切な資産である農地を守る事業を推進してまいります。

3. 林業振興策。

林業振興では、100年の森林づくり構想を掲げ、本村全域が望ましい森林の姿となることを目指し、平成29年度から構想の策定に取り組んでまいりましたが、3年間でそれぞれの団地の調査及び森林づくり構想が完成しましたので、令和2年度は、総仕上げとして村全体の森林づくり構想にまとめ上げ、その成果品として冊子を作成します。

そのほかに、森林経営管理制度に対応するための林地台帳の整備や中小規模森林所有者が自ら行う森林整備に対して補助する自伐林家型地域森林整備事業を実施します。

有害鳥獣対策では、引き続き狩猟登録への補助を行うほか、有害鳥獣捕獲報奨金については、ここ数年の捕獲頭数並みに予算を計上し、対策の充実に努めてまいります。

森林環境譲与税は、今後年々増額される見込みとなつていきますので、森林の整備・保全事業に有効に活用してまいります。

4. 林業活性化担い手育成事業。

全国から木材関連産業の就職希望者を募り、村内の事業所への就業を促進するとともに、受入れ事業所が実施する担い手の育成を目的とした技術習得のための研修などについて支援を行います。

5. 商工業振興策。

商工会経営改善普及事業及び中小企業退職金共済制度、商品券発行事業への補助や商工業設備資金利子補給を継続して行います。

つちのこメンバーズカード事業は、年々加入者が増加しており、商工業の活性化に寄与していると認識していますが、制度がスタートしてから6年が経過しましたので、今後の事業展開の方向性を検討するため、消費動向調査を実施します。

村内産品販売促進事業のふるさと納税につきましては、税制改正に伴い、還元品は地場産品に限ること、寄附金額の3割以下に抑えることなどのルールが厳格化され、寄附金額が減っていますので、返礼品の一層の充実を図り、寄附者の増加に向けて鋭意努力してまいります。

E Cモール（つちのこマルシェ）による村内産品の販売促進やフォレストスタイル事業の管理運営についても継続してまいります。

6. 地域活性化策。

令和元年度に任期満了となった地域おこし協力隊員4名は、引き続き村内での定住を希望されていますので、できる限り支援をしてまいります。令和元年4月より採用した協力隊員3名についても、引き続きCATVの番組作りを通して、東白川村の魅力を国内はもとより、海外にも情報発信し、地域活性化事業を推進してまいります。また、新たに2名の協力隊員を採用し、第三セクターの担い手の確立を図ります。

東白川つながるナビ事業では、空き家対策を主体とした移住・定住対策を実施してまいります。令和2年度は、2名の集落支援員を採用し、組織体制の充実を図ります。

テレワーク・サテライトオフィス事業では、中・長期の視野で取り組む方針とし、令和2年度は村内において営業活動を希望する事業者により、モデル事業として推進を図ってまいります。

第2 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

1. 県営土地改良事業・県単土地改良事業等。

県営中山間地域総合整備事業では、五加用水修繕事業、加舎尾及び西洞の農地防災事業、親田、神付、加舎尾及び柏本の農道整備事業、平の集落道整備事業を実施します。県営基幹農道事業では、曲坂から中谷までの狭小道路の拡幅と防災対策を引き続き実施します。

県単農業用施設整備工事では、陰地農道の修繕を行い、基金活用農用地修繕工事では、要望のあった圃場の基盤修繕を行います。また、ため池の安全対策として、特定農業用ため池整備補助金を活用して、ため池防災マップの作成を行います。

県単林道工事では、小峠線ののり面改良工事を引き続き実施するとともに、前山谷線の舗装測量設計を行います。

2. 砂防及び急傾斜地崩壊対策事業。

曲坂集落及び西洞集落の避難所対策に必要な砂防事業を推進し、土砂災害特別警戒区域の解消に努めます。

平集落上小林地区の急傾斜地崩壊対策事業については、中学校体育館裏から村営住宅若鮎荘まで

の間を県営事業により早期完成を目指します。

3. 危険木除去事業等。

危険木除去事業や枯損木処理緊急整備事業、国県道日照支障木除去事業を引き続き実施します。

4. 防災対策事業。

防災対策として、避難所の防災倉庫への備蓄品の配備、防災士資格取得補助を引き続き行います。また、前年度に引き続きライフライン保全対策事業を実施し、村道小峠線及び山手線の電線の支障木を除去し、停電の発生原因を抑制します。

消防施設管理では、前年度に引き続き小型動力ポンプ付積載車1台を更新し、消火・防火活動の充実を図ります。国県道など緊急輸送道路の災害対応として、緊急備蓄倉庫の建設促進を推進します。

5. 道路橋梁維持事業。

社会資本整備総合交付金事業による杉林線の道路改良工事は、令和2年度で完成する予定となっています。

防火安全交付金事業で村道魚戸線落石対策工事をはじめ、新魚戸橋耐震補強補修工事、村道神土角領線の側溝蓋設置工事を実施します。

その他、県道恵那蛭川・東白川線畑薙橋工事の迂回路対策として、神土・なべ線の改良工事を行います。

6. 官民協働の地域づくり支援事業。

住民が自ら生活に密接した施設を整備する事業に必要な支援をしております。高鳥屋墓地周辺改修のための支援としております。

7. 環境対策。

廃棄物対策は、村と村民の責任と役割を明確にし、ごみの分別化により資源循環型社会を目指すため、可燃・不燃・資源などの回収・処分を行い、可燃収集ボックスの設置、生ごみ処理機購入補助、合併処理浄化槽設置補助など必要な支援を行います。

集落などの自然環境保全活動に対し、環境整備支援補助、景観保全事業補助などを支援し、自然地域内での不法投棄の監視及び防止に努めます。

8. 地籍調査事業。

山林等の境界明確化を推進するため、地籍調査事業を引き続き実施します。

9. 移住・定住推進事業。

東白川つながるナビ事業では、前年度に引き続き村内の利用空き家を村が取得し、移住・定住希望者へ譲渡する仕組みに取り組むとともに、各課にまたがる移住・定住促進施策の総合窓口を設置し、移住・定住希望者が相談しやすい体制をさらに充実させてまいります。なお、つながるナビ事業については、中・長期的に安定した事業継続が必要なことから、村の事業から切り離し、法人化を検討しております。また、東京圏からの移住支援事業費補助金を活用し、東京圏からの移住についても推進します。

助成事業では、引き続き高校生の通学に係る各種補助のほか、奨学金を受けて大学・短大等を卒業後、I・Uターンなどで村へ移り住まれる（定住する）方が返済している奨学金の一部を補助する支援事業を実施します。

第3 お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり

1. 高齢者等外出支援事業。

高齢者や障害者の皆様を対象に、診療所や役場、金融機関、介護予防教室等の参加などへ出かけるための外出支援を引き続き行うとともに、通院支援では、透析通院や中核病院に加え、新たに歯科医院を対象にし、サービスの充実を図ります。また、高齢者等の皆様の外出意欲を増進させるため、75歳以上の方の自己負担を無料化します。

2. 予防接種事業等。

インフルエンザの集団感染を防ぐために、ワクチンの接種費用について、1歳児から中学生までと生活保護世帯等は全額補助を、高齢者は一部補助を継続して実施するとともに、定期接種となった高齢者肺炎球菌ワクチン接種の一部補助を行います。また、引き続き中学2年生全員を対象にピロリ菌検査を全額補助で行います。また、前年度に引き続き、移動検診車による胃カメラ検診を健康まつりで実施します。

3. 福祉生活支援事業。

低所得高齢世帯等への、つちのこ商品券配布事業と在宅での要介護者や生後8か月までの乳児のいる世帯等へのごみ袋無料配布事業を引き続き実施します。

4. 障害者対策、高齢者対策事業。

神土地区のふれあいサロンは5年目に入り、コミュニティー拠点としての利用拡大を図るとともに、4年目となる五加地区の交流サロンほほえみでは、地域ボランティアを中心として高齢者や地域住民との交流を通して、健康寿命の延伸や仲間づくりの輪を広げていきます。

越原地区での交流サロンにつきましては、地元の皆様の意見を踏まえて、越原センターを改修し、地域での利用が増えるような施設に整備していく方向となりましたので、令和2年度は改修工事の実施設計を行います。

また、引き続き65歳以上の高齢者が購入するペダル踏み間違い時加速制御装置や衝突被害軽減ブレーキなどの安全装置付きの自動車購入に対して補助金を交付するほか、運転免許証を自主返納される方に対し、外出支援車両を3年間無料で使用できる支援等を行います。また、新たに後づけの急加速抑制装置等に対する補助金制度を創設します。

障害者福祉計画は、最終年度となりますので、第6期計画を策定し、障害者の皆様の支援を充実させてまいります。

5. 子育て支援と社会事情に合わせた新たな事業。

村では、従来から母子保健と子育て支援の両面から多様な支援の充実に努めてきましたが、これらの支援についての情報が必ずしも子育て家庭に分かりやすく伝わっておらず、利用者に寄り添う予防的な支援は不十分であるため、教育委員会に子育て世代包括支援センターを設置し、包括的な

支援を通じて妊産婦及び乳幼児並びにその保護者の生活の質の改善・向上や、胎児・乳幼児にとって良好な生育環境の実現及び維持を図ります。

また、特別支援学校のスクールバスについては、白川町中屋地区までしか運行が行われないため、空白区間の送迎を村の新たなサービスとして実施し、障害のある生徒の進学のを確保します。

第4 心の豊かさが実感できる「ほこり」のあるむらづくり

1. 小・中学校運営。

タブレット端末等のICTを活用した授業を引き続き推進し、令和2年度は、中学校ではタブレット端末を生徒1人について1台を配置し、より柔軟な環境を整備し、その充実を図るとともに、先進的なICT教育は強みでありますので、村の特色として村内外へ発信してまいります。

新規少人数支援対策では、小学校の修学旅行バス借上料及び中学3年生の東京研修における都内バス借上料について全額支援を行うなど、小規模校・少人数学級だからこそできる支援を引き続き実施します。

施設管理では、小学校ランチルーム屋根改修工事と中学校屋内運動場大規模改修工事の設計を行います。

2. トップアスリート交流事業。

スポーツ・トップアスリート交流事業及びトップアーティスト交流事業は、各部活動を一巡しましたので、スポーツ・トップアスリート交流事業2巡目を実施することとし、令和2年度は競技種目をバスケットボールとして、中学生に夢や目標を持っていただく取組とします。

3. 公民館事業。

4年間をかけて行ったはなのき会館大規模改修工事は、令和元年度に完成しましたので、今後は施設の有効利用を図ってまいります。各種公民館講座では、生涯学習の機会を提供しつつ、「文化の香り立つ村」の事業も引き続き取り組みます。

4. 保健体育事業。

村民運動会をオリンピックイヤーに合わせて実施し、村民のふれあいによるコミュニケーションの活性化や絆を醸成します。また、引き続き村民の健康と体力保持の増進を図るため、カローリング大会をはじめ、軽スポーツ大会を実施します。

第6章 特別会計の予算概要説明

第1 国民健康保険特別会計

令和2年度は、県を財政運営の責任主体として位置づけた国保制度改革の3年目であり、保険税率の改定を含めた特別会計の安定的な財政運営や効率的な事業推進を進めてまいります。加入者は609人、保険税は5,442万円を計上しました。県に支払う保険税に相当する事業費納付金は、県全体の保険給付費が下がったことなどにより、前年度より約1,797万円減の8,236万円で予算計上しました。

県への納付金に対して村の保険税が不足していますが、令和2年度から段階的に保険税を引き上げることとし、不足する期間は法定外繰入を行うことで収支のバランスを取ることとしました。被

保険者の方々には負担が増えることとなりますが、改正内容に御理解と御協力を得られるようしっかりと広報してまいります。

国保会計の全体予算では、前年度より 7.2%減の 3 億 2,220 万円の予算編成になりました。また、特定健診をはじめとした各種健診事業の受診率向上などにより、被保険者の健康の維持や疾患の予防、早期発見により医療費の適正化を図り、県と連携した国保財政の健全化に努めます。

保険税等の未納対策につきましては、保険事業は相互扶助であることを十分説明し理解していただき、村税と併せて収納率の向上に努力するとともに、地方税法で認められている強制執行なども実施いたします。

第 2 介護保険特別会計

介護保険特別会計は、第 1 号被保険者 995 人を想定し、前年度に対し 2.3%増の 3 億 1,970 万円を計上しました。居宅介護サービス受給者や施設介護サービス受給者の増加などの見込みに連動して、介護給付費の増加を見込み、全体で 69 万円の増となっています。

令和 2 年度は、第 7 期介護保険事業計画の最終年度となります。第 8 期介護保険事業計画の策定を行うとともに、引き続き介護予防事業を重視し、要支援や要介護状態になる可能性のある高齢者を早期に把握し、より効率的な介護予防の在り方や地域包括ケアシステムの構築を進めます。また、介護保険制度の健全運営に努め、利用者へのサービスを安定的に提供することを行政の責務と認識し、引き続き努力を重ねてまいります。

第 3 簡易水道特別会計

簡易水道は、平成 16 年度全村水道化し、現在の給水件数は 961 件で、給水普及率 98.1%となっています。

令和 2 年度は、曲坂水源系施設の機器更新事業が 5 年目となり、西洞・大口地内の配水池・配水ポンプ設備の計装盤等の更新を予定しています。県営土木事業などで支障となる施設については、財源を確保し、必要な対策を行います。

浄水場等の維持管理部門は、安全で清浄な水道水の供給を行うため、引き続き外部委託を行います。また、水道管の漏水が多発しております。管路施設の長寿命化について必要な検討を進めます。

簡水会計の経営の見える化を図るため、公営企業会計へ移行するための準備を行います。予算額は 3 億 300 万円で、簡易水道建設事業費の増により、前年度に対し 14.0%の増となっています。

第 4 下水道特別会計

下水道施設として、4 施設の小規模集合排水処理施設の管理を行っており、受益戸数は、宮代地区 16 戸、平西地区 33 戸、平東地区 23 戸、平中地区 19 戸、合計 91 戸となっています。各組合の御尽力により安定した運営をしています。引き続き、安定した経営を行えるように対策を講じてまいります。

また、当施設も稼働後 15 年以上経過し、機器が老朽化しているため、平東及び平西地区において機器の更新を行います。予算額は 2,490 万円で、施設維持管理費の減により前年度と比べ 1.6%の減少となっています。

第5 国保診療所特別会計

昨年 11 月に待望の新診療所、老健施設が誕生し、2 年目となる令和 2 年度は、これまで培ってきた地域の医療機関としての責任と期待を認識し、引き続き経営改善に努めながら、村民の皆様の疾病治療と健康管理に職員一丸となって努力してまいります。

予算額は、新診療所の運営費に加え、新たに昨年整備できなかった非常用発電設備の整備などを行う計画ですが、新診療所に係る工事費や備品購入費等の施設整備費が整備終了により減額となったため、全体では、前年度と比べ 29.8%減の 2 億 6,250 万円となっています。

第6 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計は、75 歳以上の方 592 人を想定し、保険料の徴収及び申請書の受付事務等に係る経費を計上いたしました。予算額は 4,480 万円で、前年度と比べ 14.0%増となっています。

第7章 むすび

以上のとおり、令和 2 年度における村政の運営と主たる事業並びに予算の概要を御説明申し上げましたが、予算に関連します各種条例改正も上程していますので、慎重審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年度は幸いにも大きな豪雨災害が発生しておらず、安堵しているところでありますが、台風 15 号・19 号は関東地方に甚大な被害をもたらしました。昨今の異常気象は、いつどこで災害が起こるか分からない状況であります。このような有事に対する備えを充実しなければならないと考えております。

これで万全とは、到底参りませんが、今後も財政調整基金や公債費の管理を行い、適正な財政運営に努めながら地域の経済や村民の皆様の生活が少しでも向上するよう、職員とともに知恵と汗を出し努力してまいりますので、村民の皆様、議員の皆様の格段の御指導と御協力をお願い申し上げます。令和 2 年度予算の説明といたします。令和 2 年 3 月 4 日、東白川村長。以上です。

○議長（樋口春市君）

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

なお、明日 3 月 5 日の本会議は午前 9 時 30 分から開催しますのでお願いします。

本日はこれで延会します。

午後 3 時 40 分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

